

14.5-80



1200800246213

1



アチエー州ベータラに於ける第二十一號油井

蘭領東印度に於ける石油の生産取引状況 (南洋叢書第三十六卷) 附サラワク王國の油田

南洋協會臺灣支部



14.5

80

始



一、本書は、米國商務省内外貿易局石油部勤務アルバート・テイ・ク
ム氏 Albert T. Combe, Jr. の論文として本年三、四月の「遠東時
報」に現はれたる「南領東印度に於ける石油の生産取引状況、本年三
月米國商務省發行の Commerce Report 中に現はれたる一九二二年に
於ける南印石油貿易、並にテイ・シー・コクラン氏 (T. G. Cochran) の
論文として本年四月の「遠東時報」に現はれたるサラワク王國の油
田を翻譯編述せるものである。
一、右三篇の中、最初の二篇は、米國の石油製品を賣弘むる者の立場
から書かれたのであるから、讀者も方でも斷えず其事を眼中に置い
て讀まればならぬ。
一、本書は、閱覽に便せんが爲め、筆寫に代ふるに印刷を以てしたる
に止まり、敢て公刊せんとするものではない。

大正十三年九月五日

南洋協會臺灣支部

蘭領東印度に於ける石油の生産取引状況

目次

一 總論	一頁
二 原油の生産	二
三 各方面に於ける産油状況	九
四 将来見込ある油田と其埋藏油量	一三
五 石油事業に關係ある重なる會社—事業系統	一七
六 探査及採油に關する蘭印法規—蘭印鑛業法の要點	二二
七 蘭領東印度に於ける精製工場	三三
八 蘭領東印度に於ける石油の消費高	四四
九 石油製品の販賣に従事する會社	四六
一〇 蘭領政府の對内外石油會社態度	四八
一一 石油製品販賣の方法	四八
一二 地方別に見たる石油製品市場	五四
追補の一。一九二二年に於ける蘭印石油製品貿易	
一 石油製品の輸出	六三

目次

目次

二 日本は蘭印産原油の大顧客……………六六

三 諸工場に於ける精製法の改良……………六七

四 石油製品の輸入……………六八

五 輸入表の説明……………七一

追補の二。サラワク王国の油田

一 石油産地としてのサラワクの地位……………七二

二 サラワク油田発見の由来……………七三

三 近代的石油採取の開始……………七三

四 歐洲戦争に依れる事業の頓挫……………七六

五 鐵管装置の改善……………七七

六 最近數年に於ける産額の増加……………七七

七 ルトンに於ける船積装置……………七八

八 ミリの發達……………八二

附録 蘭領東印度に於ける油田、精製工場、貯油所等を示せる圖

蘭領東印度に於ける石油の生産取引狀況 目次終り

蘭領東印度に於ける石油の生産及取引狀況

一 總論

蘭領東印度は、爪哇、スマトラ、ボルネオ、セレベス、ニツギニア西部及び其他の小島を包含し、面積約七十五萬平方哩、大約五千萬の人民を包擁してゐる。此等の人民は、一人一年平均五・五「ガロン」の石油を消費して居り、五・五「ガロン」といふ此數量は、東洋に於ては一人當りの消費量としては、先づ最大の數量であると言へるのであるが、蘭領東印度といふ所は大量消費の國とは申されない。従て、米國輸出業者の見地よりすれば、幾億萬の人口を有する支那英領印度等の如く有望なる市場であるとは言はれないのである。加是、和蘭海牙に本社を有するロイヤル・タツチ石油會社 (Koninklijke Nederlandse Maatschappij tot Exploitatie van Petroleumbronnen in Nederlandsch-Indie) と云ふのは、蘭領印度に嚴重に網を張つてゐて、同地に於ける生産と精製の殆んど全部を支配し、石油製品取引の上に於ても、他石油會社に比し優越的地位を有してゐるの不便がある。

蘭領東印度に於ける石油の生産高は、一年一六、〇〇〇、〇〇〇「バレル」以上に上り、今是れを世

界原油の生産額に比較すると約二「パーセント」に當る。一九二一年に於ては、蘭領東印度は、石油生産國仲間にて上から四位を占めてゐた。一九二二年の生産豫想に於ては、波斯が四位になつた。五位に下つたのである。

一九二一年に於て、蘭領東印度諸島は、約四七三、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」の石油諸産品を輸出した。此輸出量中には、バラフィン、減磨油(固形)、アスファルト其他の固形製品は含まれてゐない。同年中同諸島に輸入せられた石油製品の數量は、約三三三、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」で、價額は約一、二〇〇、〇〇〇弗を少し越えてゐる。然り而して、米國は、蘭印東印度の此輸入貿易中、數量に於ては五一・二「パーセント」、價額に於ては五五「パーセント」を占めてゐる。

二 原油の生産

蘭領東印度中、石油の生産が確定してゐる區域は、ボルネオに於ては東南岸州(Zuid. en Oosterafdeeling van Borneo)、爪哇に於てはスマラン(Semarang)、レムバン(Rembang)、スーラバヤ(Soerabaya)諸州、スマトラ島に於てはパレムバン(Palembang)、東岸(Oostkust)、アチエー(Atjeh)諸州であつて、爪哇の東北部に位する小島マドゥラ(Madoera)及びモルツケン(モルツカス)諸島中に於けるセーラ

ム(Ceram)に於ても、取引するに足る石油少量を産する。今蘭領東印度に於ける原油の生産高を表示すれば左の通りである。單位「バレル」。

方 面	一九二二年		一九二〇年		一九二一年	
	レムバン州	スマラン州	レムバン州	スマラン州	レムバン州	スマラン州
爪哇	九〇四、二二七	二、三八九	一、八六六、一八一	二四三、三二一	一、五二九、二〇四	三七、八八九
マドゥラ州	四三二、二六一	一八〇	四二六、三八三	一一〇	四四六、二二七	二二
合計	一、三三八、八六七	二、五三六、〇六五	二、〇一三、三四二	二、五三六、〇六五	二、〇一三、三四二	二、〇一三、三四二
スマタラ	二、〇二七、八八九	一、四六五、八一六	一、四六五、八一六	九九五、一六九	一、五六六、八三九	九四六、九七七
東岸	一、二三七、〇九四	四〇四、六四〇	四〇四、六四〇	九九四、三四九	四二九、九〇一	四二九、九〇一
アチエー州	一、四九〇、〇〇五	九九四、三四九	九九四、三四九	三、八五九、九七四	一、三四一、九三九	一、三四一、九三九
合計	四、七五四、九八八	三、八五九、九七四	三、八五九、九七四	三、八五九、九七四	四、二八五、六五一	四、二八五、六五一
東部地方	三、二四三、八三七	五、三五三、九三六	五、三五三、九三六	五、三五三、九三六	五、三五三、九三六	五、三五三、九三六
南部地方	一、五九四、三五五	五、一一六、四二九	五、一一六、四二九	五、一一六、四二九	五、〇〇二、七七七	五、〇〇二、七七七
合計	四、八三八、一九二	一〇、四七〇、三六五	一〇、四七〇、三六五	一〇、四七〇、三六五	一〇、三三七、六二五	一〇、三三七、六二五
セーラム島	一	一五二、〇七六	一五二、〇七六	一五二、〇七六	三五四、四四〇	三五四、四四〇

二 原油の生産

許可区域名及位置	所 有 者	区域面積	生 産		
			一九二二年	一九二〇年	一九二一年
州-エケア					
ハーレーラ	在アムステルダム市 Perlak	四、〇三七	二八八、九九三	三二二、五六〇	三二九、八〇〇
ペウレンタ	在アムステルダム市 Petrolen-	三、二九六	一六、七四九	八、九九三	八、二三五
南Perlak	Mij Zuid Perlak	三八五	一、三四八	三三六	一六五
東Pendawa	在海岸ロイヤルダッチ石油会社				
州岸東					
アロエハ	同 前	四四、六七九	一	一六、六二六	四〇、四三六
アラガサイ	同 前	三五五	七、〇二六	五、五四四	五、四五二
テラガ	同 前	三七、六九九	二七	一	二五
ボキトマス	同 前	一六〇	四三〇	四九二	四二四
ボキトシタウ	同 前	五、三九三	二六四、四五五	一一、九〇九	九、九〇二
ボエラテラ	同 前				
ムーラ	在海岸ロイヤルダッチ石油会社	二二、一四四	九二、五三五	八八、二三五	一〇四、三七六
モエラ	同 前	七、一二四	二七、〇八七	七〇、六九九	五九、四七五
バタ	同 前	二、五八一	九、〇一六	四、七二三	四、七七一
バンドジャ	同 前	四、六六〇	二六、一二五	七八、八四三	六六、一〇三
ソエラ	同 前	四、四〇〇	一一、四一七	一〇、一六一	九、二〇〇
ソエラ	同 前	四、九八八	六、二〇二	四、二〇八	三、九七五
カラ	在アムステルダム市 Petrolen-	三九五	二、〇二七	三、六〇三	二、九七八
カラ	Middelr. Indische Exploratie	一、八三八	九、〇八〇	六、九七九	六、四七九

州 ヌ バ ム レ

アラハン	同 前	一、九〇七	二、二六九	五、三三一	五、五九三
アラハン	在海岸バタフセ石油会社	五〇一	六、〇〇四	一〇、二三六	一四、一二〇
カムク	同 前	一、〇九一		一	一七
スー	同 前	二、八二五		一、六六五	一、四〇四
ソエラ	同 前	二、三四九		三七九	七六四
ウ	同 前	八、八〇〇	八五	五二、九九六	五三、三二七
ウ	同 前	一、一五一		九九一	八六四
ウ	同 前	三、二〇三		一、七五八	
ウ	同 前	三、九四二		二、四八八	三、八二九
ウ	同 前	二、二五四		一、二七五	九六六
ウ	同 前	二、八〇四		一	一、六六五
ウ	同 前	一、九〇〇		一〇九	七〇二
ウ	同 前	二、一八八		一	
ウ	在海岸ドルチェ石油会社	三、八五七		三	
ウ	在アムステルダム市 Nederl. Koloniale Petroleum Mij	七〇二		六三	
ウ	同 前	二、四六一		五五二	一、四三三

(C)

ボルネオ島に於ける探掘許可区域

二 原油の生産

二 原油の生産

許可区域名及位置	所有者	区域面積	生産高		
			一九二二年	一九二〇年	一九二一年
クイタイ	在阿姆斯特ダム市 Nedert. Koloniale Petroleum Mij	三、七五五	—	六五	—
Kortel I	同前	三、六五五	—	九九	—
サヤマン	同前	三、六五五	—	九九	—
Satjan	同前	三、六五五	—	九九	—
ムーアラ	在海牙ロイヤル・ダッチ石油会社	一、八〇〇	二、六七一五	六、八九八一	一〇、一九九七
Mosara	在阿姆斯特ダム Nedert. Industrie Industrie en Handelsmaatschappij	一〇、四〇〇	三、〇〇二七八	四、八三三五	四、五四三三七
ルイス	同前	一、三二〇	五、二八五三	二、二二二五	一、八六九〇
Louise	同前	一、三二〇	五、二八五三	二、二二二五	一、八六九〇
ノニ	同前	四、五五	二、六一三	三、二五八〇	四、〇九九五
タラカン I	在海牙ロイヤル・ダッチ石油会社	四、五五	二、六一三	三、二五八〇	四、〇九九五
タラカン II	同前	四、五五	二、六一三	三、二五八〇	四、〇九九五
タラカン III	同前	四、五五	二、六一三	三、二五八〇	四、〇九九五
タラカン IV	同前	四、五五	二、六一三	三、二五八〇	四、〇九九五
タラカン V	同前	四、五五	二、六一三	三、二五八〇	四、〇九九五

(D) セーラム島に於ける探掘許可区域

許可区域名及位置	所有者	区域面積	生産高		
			一九二二年	一九二〇年	一九二一年
ブーラーニ Boela I, II	在海牙 Boela Petroleum Mij	七、七五五	—	二、四二二	三、一七三
合 計		四、七三〇	一、五九二、七九	二、一五、八八	二、四、六、七三

備考 ※印を附せるは、以前ベンタイアラ(Bentala)、スーバン、ブールンと呼べる三箇の許可区域を、打て一九二二

るものである。右(A)(B)(C)表中に擧げたる数字其他は、悉く蘭領東印度領務局年報に依つたものである。表中Dルチエ石油会社とあるは、ロイヤル・ダッチ石油会社の子会社である Dortsche Petroleum Maatschappij の譯名で、バターフ石油会社とあるは、同じくロイヤル・ダッチ系なる Pataasche Petroleum Maatschappij を指せるものである。

三 各方面に於ける産油状況

(A) 蘭領ボルネオ。蘭領ボルネオに於ける石油産出区域は二つよりなる。クイタイ及びタラカンは即ち是れである。タラカンに於ける石油は、ボルネオの東北岸に面して横はる、矢張りタラカンといふ島から生産せらるゝものである。此島を始めて探検したのは、和蘭の鑛務技師メントン(J.H. Menton)であつて、それは一八六三年のことに屬する。當時氏は石油が同島に於て滲出してゐたことを報告してゐる。併し、タラカンに於ける最初の鑛區―其れはロイヤル・ダッチ石油会社の租借せるものである―は、一九〇五年に至つて漸く手を著けられた。翌一九〇六年には、五七、九二八「バレル」の石油が商品として始めて市場に現はれた。現在、タラカンに於ける探油許可區域は總計五つあつて、何れもタラカン石油会社 (Tarakan Petroleum Mij)―ロイヤル・ダッチの關係会社―譯

三 各方面に於ける産油状況

者)の名義になつてゐる。但し、石油の生産は、會社とバターフェ石油會社との契約に依てバターフェが是れに當つてゐる。此處に生産せられたる石油は、前表の示す通り、一九二〇年には五、一六、四二九「バレル」であつて、一九二一年に於けるものは五、〇〇二、七七七「バレル」である。一九二一年に於ける數字は吾人の知り得る最後のものであつて、其以後の計數は委しく分つてゐない。併し、右の數字に依て見れば、其此處に生産せらるゝ石油の總量は、蘭領東印度全體に生産せらるゝものゝ約三分の一に上る。タラカンに於ける石油はアスファルト系に屬し、〇・九五から〇・九八の比重を有する。而して殆んどガソリンを含有しない。依て、該地の石油は、土砂水分等を除却した後、普通燃料として使用せらるゝ。

クイタイ方面は如何。クイタイに於ける油田は、ボルネオ東南岸州にあつて、バククバパン(Bakubapan)から海岸連ひにサマリダ(Samarinda)に及んでゐる。但し、サマリダ以北の土地も、將來石油鑛區として開發せらるべき運命を有してゐる。アムステルダムに本社を有する蘭印商工業會社(Nederl. Indische Industrie-en Handel Maatschappij)が始めて探掘許可區域を取得したのは、一八九一年であつたが、最初の油井は、一八九七年に至るまで開掘せられなかつた。同年サンガ・サング(Sanga Sanga)に於て始めて油井が開掘せられた。現今、此クイタイに於ける鑛區は、蘭領東印度に於ける最大の生産能力を發揮し居り、一日平均一萬五千「バレル」弱の產量を見せてゐる。油層

(油砂)よりは色々の原油が出る。即ち軽いパラフィン系のものから、重いアスファルト系のものが出てゐる。比重は、〇・八四から〇・九六までである。

(B) 爪哇。石油の滲出は、爪哇の多くの部分に於て見らるゝ。併し、商品としての石油は、スーラバヤ、レムバン、スマラン諸州の東北部に於ける淺い砂層中より得らるゝ。ドルチェ石油會社は、一八八九年中、スーラバヤ州に於て最初の探掘區域を得た。石油探掘權が爪哇で與へられたのは、是れが始めてである、ドルチェ石油會社は、今も尙ほ此地方に於ける油田の大部分を手に入れ作業してゐる。尤もスタンダード石油會社の關係會社たる *Nederlandsche Koloniale Petroleum Maatschappij* (普通「コニアレ」と稱せらるゝもの)といふのが二三の探掘區域を此地方に有してゐるが、一年僅々二三千「バレル」を產出するに過ぎない。スーラバヤ、スマラン、レムバンの中で、最も豊富に石油の沈積を有してゐるのはレムバン州で、此處では一九二一年には一、五〇〇、〇〇〇「バレル」餘の產出があつた。同年に於ける爪哇全體の產額は、爪哇に近接せるマドゥラといふ一小島に於ける少量の石油を合して二、〇一三、三四二「バレル」であつた。此方面の原油は、パラフィンの要素を有たぬではないが、アスファルト系である。其比重は〇・八二五から〇・九一六までの間に在る。

(C) スマトラ。スマトラに於ける石油の生産地は、アチエー州に於けるペルラク地方、東岸州に於けるランカト地方、及びバラムバン州である。スマトラに於て最初に許可せられた探掘區域はテラ

三 各方面に於ける産油状況

ガ・サイドであつて、其れは一八八三年に於てゝある。東岸州ランカト地方にある。商品とし石油が生産せられたのは、一八九〇年で、其年にロイヤル・ダッチ石油會社は、テラガ・サイドの探掘區域を買収した。アムステルダム市のペルラク石油會社 (Perlak Petroleum Maatschappij) は、ロイヤル・ダッチ石油會社と協同して、一八八九年アチエ州に於て探査に従事し、ペーレーラ區域を租借するに至つた。此地方には、別に二三の探掘區域がある。併し、此等は、總て直接間接ロイヤル・ダッチの権力下にある。一九二一年に於ける生産額は、一、三四一、九三九「バレル」に上つた。最近接受せる報告に依れば、此地方の油砂には海水が這入つてゐる。

一八九七年中設立せられたムーアラ・エニム會社とスマトラ・バレムバン會社とは、スマトラの南部バレムバン州に於ける石油探掘の先驅者である。殊にムーアラ・エニム會社は、一九〇四年其所有全部が買収の結果ロイヤル・ダッチに歸屬するまで、バレムバン地方に於ける石油探掘を大部分占領してゐた。現在に於ては、ロイヤル・ダッチ石油會社は、南部スマトラに於ける。油田の大部分を支配してゐる。スタンダード石油會社の分身たる *Nederlandsche Koloniale Petroleum Mij* (前出) は、少數の探掘區域を所有するに過ぎない。一九二一年に於けるバレムバン州の産額は、二、五一三、八一「バレル」で、内北部バレムバン油田に於けるものが九四六、九七七「バレル」、南部バレムバンに於けるものが一、五六六、八三四「バレル」である。

スマトラの各地から生産せらるゝ原油は其性質頗る區々である。併し、概して言ふとスマトラの原油は、バラフィンの分量が少く、メンデン蒸餾物のバセンテージが多い。

(D) **セーラム島**。アムボイナ州 (Residentie Amboina) の區域内に在り、モルッカス群島の一なるセーラム島の東北部に、新しく開發せられたる一小油田がある。該油田に於ける一切の作業は、ロイヤル・ダッチ石油會社の關係會社たるバターフェ石油會社に依て行はれてゐるが、此處に發見せらるゝ數箇の特許探掘區域は、**ブーラ石油會社** (Boela Petroleum Maatschappij) と **スミ特殊會社** (スミ特殊會社) の名義になつてゐる。此處の石油が商品として始めて出たのは、一九一四年の三、四九七「バレル」であつて、吾人の數字を擧げ得る最近年たる一九二一年に於ては三五四、四〇〇「バレル」の生産があつた。セーラム島の原油は、良質の燃料油である。而して、同島に於ける燃料の積取港たるブーラ灣に於て全部處分せられてゐる。

四 將來見込ある油田と埋藏油量

蘭領東印度には、右の外に、石油を埋藏するも尙ほ未だ開掘されてゐない數箇の區域がある。其中最も有望にして且つ大なるものは**チャムビ** (Djambi) の油田である。該油田は、スマトラ島の中部

四 將來見込ある油田と埋藏油量

に位するチャムビといふ州に在る。此處には既に探査し地圖上のものとせられたる多數の脊斜があり、將來開發せらるべき油田の中では、最も有望視せられてゐるのである。チャムビ油田に關する探掘特權に關し、一米國會社並に數箇の和蘭會社は、數年に亘り蘭領東印度政府と交渉してゐたのであるが、一九二一年末に至るまでは此問題は解決しなかつた。一九二一年の末に於て、チャムビ油田の開掘を全部バターフェ石油會社に委ねることに決定せられた。特許探掘區域は四、三二二、六二〇英町に亘り、バターフェの分身にして資本金一千萬盾を有する蘭印石油會社(Nederlandsch Indische Aardolie Maatschappij)の手に委せられてゐる。會社の株券は一萬株からなり、其中半分は蘭領東印度政府の所有に係り、他の半分はロイヤル・ダッチ石油會社事業の操業方面を擔任してゐるバターフェ石油會社の所有になつてゐる。蘭印石油會社から、將來如何なる歩合で税金を徵收するかといふことに就て困難なる問題があつたから油田の開發は遅延したが、大規模の開孔作業が最近開始せらるゝことになつてゐる。

チャムビ油田の東北方に當り、將來有望視せらるゝ一の油田がある。シャ(Sial)油田といふ。該油田は、スマトラ東岸州の東部に流れてゐるシャといふ河の沿岸にある。但し、此地方の地質に就ては尙ほ未だ充分に知られてゐないから、シャの油田が果して如何なる程度迄有望であるかは確言せられない。

蘭領東印度政府は、鑛務局をしてアチエ州に於ける現鑛區たるベルラタの西北部に當つて、測量と探査とを行つてゐる。併し其結果に依れば、諸般の狀況は、同方面の探査が餘り有望でないことを示してゐる。併しアチエ油田の東南部に於て企てられた鑛務局の調査は、油分を含有する系統は寧ろ其方面に擴延せることを示してゐる。

一九二二年中、タラカンの附近で、ボルネオの東北海岸沖に位するブーンユー(Bonjoe)といふ島の中で、新しい油田が発見せられた。此島に於ける油砂は、廣漠たる面積を占めてゐるタラカン油田の連続であると見られてゐる。

タラカン島の對岸に當るボルネオの部分、並にサマリダ(Samarinda)の北に當る地方の地質學的系統は、商品として出すに足る大數量の石油を包有するに都合善く出来てゐると觀察せられてゐるのであるが、今日までは只初歩的の探査が行はれてゐるのみであるから、事實何程の有望性を有てゐるか確言は出来ない。

爪哇に於ては、現在の産油區域外に、右と同様地質學的の構造から石油を包藏するに相違ないと思はるゝ區域、現に油の滲出を見てゐる區域がある。是れと同様の事實は、蘭領東印度の他の島々、例へばセレベス、ブローノ(Borneo)、ティモール(Timor)、ニウ・ギニアの西部に於ても見らるゝ。併し、此等石油生産可能の區域は、爪哇に於けるものゝ外は、此處數年間は手を付けられないであら

う。其れは、一には此等の區域が餘りに文明の中心に遠かつてゐること、又一には此地方に於ける熱帯の氣候は、企業者たるべき白人の健康に適せないに由るものである。併し、最も大なる障礙は、爪哇以外の地に於ては、土人が労働者として給金を貰ひ勞役に従事することを好まないのにある。爪哇に於ては労働問題はないと言て差支へない。何となれば其處には、三千五百萬の人口があるのみならず、爪哇の土人は欣んで勞役に従事するからである。爪哇以外の島々に於ては、第一土人の數が爪哇の如くに多くない。加是、スマトラ島などに於ては、土人の或者は給料を受けて労働することを以て品位を墮すものであると考へ、或他の者は有福なるが爲めに労働に従事するの必要を認めない。又他方ボルネオ、セレベス、ニウ・ギニアに於ては、其此處にまばらに棲息してゐる種族は、非常に原始的であつて、一般に白人と白人の生活法とを忌避する傾向を有してゐる。此等蘭領の所謂外領地と稱する部分に於ては、若し事業を起さんとするならば、どうしても労働者を爪哇、支那、英領印度等に仰がねばならぬのであるが、此労働供給の不足といふ問題は、依然將來に於ても蘭領東印度油田の開発を困難ならしめ延引せしむる重大なる要素となるであらう。

白人の居住に適せぬ、悪い氣候風土の關係と、密に島々を被覆し、足を入るゝに處なき熱帯の森林とは森林の下敷になつてゐる地質の層が如何なる性質を有してゐるかを明かにせしめない。今日地質上明かになつてゐる地點と言へば、現に開掘せられ商品としての石油を出してゐる區域、

並びに其れに隣接せる區域位に過ぎないのである。弘汎にして精密なる實査に基ける地質學的知識が缺けてゐることは、一體何程の石油が蘭領東印度の地下に埋蔵せられてゐるかを推定することを不可能ならしむる。併し、米國地質調査局のドクトル・ホワイト(Dr. David White)は、蘭領東印度及ニウ・ギニアに於て、三十二億「バレル」から四十億「バレル」の石油が今尙ほ地下に埋蔵せられてゐるといふのは、寧ろ内輪の見積りであると信じてゐるが如くである。

五 石油事業に關係ある重なる會社—會社系統

蘭領東印度に於て、目下石油の生産に關係ある會社が二つある。其中最も有力なのは、多くの關係會社を支配するロイヤル・ダッチ石油會社(本名は、前にも一度記したやうに Koninklijke Nederlandsche Maatschappij tot Exploitatie van Petroleumbronnen in Nederlandsch-Indië) S.S. 併し、餘り長々しいので和蘭人は Koninklijke といひ、和蘭人以外の人はロイヤル・ダッチといふのである。他の一はニウ・チャージーのスタンダード石油會社の關係會社であるコロニアレ石油會社(是れも本名頗る長く、Nederlandsche Koloniale Petroleum Maatschappij) S.S. 普通略してコロニアレ S.S.

5と)である。

ロイヤル・ダッチ石油會社は、一八九〇年六月和蘭に於て設立せられたものであるが、一九〇七年一月中、一八九七年十月英國に於て設立せられた、セル運輸貿易會社 (Shell Transport & Trading Co.) と合同して、所謂ロイヤル・ダッチ・セル團を形作るに至つた。此ロイヤル・ダッチ・セル團は、一九二一年には、世界に於ける石油の全産額の一「バセント」を支配してゐる。一九〇七年セルとロイヤル・ダッチとが合同した時に、新しい二つの會社がロイヤル・ダッチ・セル系の事業を經營する爲めに組織せられた。二つの新會社とは、一はアングロ・サクソン石油會社 (Anglo-Saxon Petroleum Co.) であつて、二千五百萬磅の資本金を以てなり英國に籍を置いてゐる。此アングロ・サクソン石油會社は、ロイヤル・ダッチ・セル團の會社で生産した產品の大部分を、蘭領東印度以外の世界の部分に搬出することを以て其任務としてゐる。他の新會社は、前に度々記したバターフセ石油會社で、三億萬盾の資本を以て設立せられ籍を和蘭に置いてゐる。バターフセ石油會社の任務とする所は、爪哇以外の蘭領東印度の部分(例へばスマトラ・ボルネオ等)で、石油製品を生産精製をなすに在る。此アングロ・サクソン石油會社とバターフセ石油會社の資本金は、其六割をロイヤル・ダッチ石油會社が出し、残りの四割をセル運輸貿易會社が出したことになつてゐる。

石油事業に於ける外國系資本調査聯邦委員會 (Federal Trade Commission on Foreign Ownership in

The Petroleum Industry) が、一九二三年二月發表した報告に従へば、バターフセ石油會社を通じて石油の生産に従事せるロイヤル・ダッチ石油會社は、蘭領東印度に於ける石油の殆んど全生産を支配するといふも不可ない。即ち、該報告に依れば、一九二〇年に於てロイヤル・ダッチ石油會社は、蘭領東印度に於ける石油の全生産の九三・六「バセント」、一九二一年には其九七・二「バセント」を支配した。バターフセ石油會社は、會社自らボルネオ、スマトラ等で操業するのみならず、數箇の關係會社を通じて生産に従事してゐる。關係會社の中で最も重要にして大なるものは前に度々記載したドルチェ石油會社である。ドルチェ石油會社の資本は、三百萬盾であつて該會社は一九一一年中ロイヤル・ダッチ・セル團の手に歸屬したものである。ドルチェ石油會社が目下任務とする所は、ロイヤル・ダッチの爲めに爪哇に於て石油の生産を掌ること、蘭領東印度に於て、ロイヤル・ダッチの爲めに石油の一手販賣者として動作することである。他の重要なロイヤル・ダッチの關係會社は、蘭印タンク船會社 (Nederlandsch-Indische Tankboot Mij) である。此會社は、ロイヤル・ダッチの石油を蘭領東印度諸島に配達することを以て任務としてゐる。スマトラに於て採油區域を所有し或は操作して居り乍ら、尙ほ直接又は間接の關係をばロイヤル・ダッチ石油會社、バターフセ石油會社に對して有するものを、ムーアラヒエニム石油會社 (Moeara Enim Petroleum Mij)、ヘルラク石油會社 (Perlak Petroleum Mij)、南ヘルラク石油會社 (Petroleum Maatschappij Zuid-Perlak)、ムーシ・イリ

ル石油會社 (Petroleum Maatschappij Moei-Hir) 蘭印探鑛會社 (Nederlandsch-Indische Exploratie Mij) 和蘭探鑛會社 (Exploratie Maatschappij Nederland) ランカト鑛、林、農業會社 (Maatschappij tot Mijn-, Bos- en Landbouw Exploitatie in Langkat) 及び既記の蘭印石油會社となす。

バターフセ石油會社は、ボルネオ島に於ては、ロイヤル・グッチ系統に屬する事業の全部を行つてゐると言て差支へない。然るにも拘はらず、クイタイ及びタラカンに於ける重なる鑛區の名義人は、ロイヤル・グッチ石油會社、蘭印探鑛會社、タラカン石油會社である。セーラム島に於ても同様の經營法が行はれてゐる。即ち、セーラム島に於ける探掘許可鑛區は、ブーラ石油會社の名義になつてゐるけれども、實際の操業はバターフセ石油會社に依て行はれてゐる。

蘭領東印度の石油生産界に於て、米國人の利益を代表してゐるものをコロニアレ石油會社 (Nederlandsche Koloniale Petroleum Mij) とす。コロニアレ石油會社は、度々述べたやうに、米國ニウ・ヂャージー州スタンダード石油會社の子會社であつて、本社を和蘭に有し、一九一二年の創立に係るものである。此會社は Koloniale なる略稱の下に知られ、蘭領東印度に於ては數箇の特許鑛區を所有してゐる。中に就き最も有名なるは、スマトラ島バレンバン州に於けるタラン・アカール (Talangs Akar) といふ鑛區であつて、一九二〇年に於ては、約一一、〇〇〇「バレル」の石油を生産し、計數の明かになつてゐる最後の時期たる、一九二一年の最初の九箇月に於ては、約一〇、五〇〇「バレル」

を生産した。コロニアレ石油會社の租借鑛區で爪哇に於て產品を出してゐるのは、バレンバン州に於けるベタ及びトッラムブル (前掲の表を見よ) である。會社の公表せる全鑛區に亘る産油額は、一九一八年に於けるものは三〇、六九四「バレル」、一九一九年は三九、二二七「バレル」、一九二〇年は三七、〇七六「バレル」である。

六 探査及採油に關する蘭印法規—蘭印鑛業法の要點

蘭領東印度に於ける採油、採油に關する事項を規定せる蘭印鑛業法は、其起源を一八九九年五月二十三日附の鑛業法 (Mijnwet) 和蘭官報一八九九年第一二四號、蘭領東印度官報一八九九年第二一四號) に發する。鑛業法の根本たる此法律は、一九一〇年九月二十六日附の法律 (和蘭官報一九一〇年第二九三號、蘭領東印度官報一九一〇年第五八八號にて公布) 及び一九一八年七月二十日附の法律 (和蘭官報一九一八年第四六六號、蘭領東印度官報一九一九年第四號) に依て補足改正せられた。

蘭領東印度鑛業法は、探鑛採油の許可證を受け得る者の資格に就て一種特別の規定を設けてゐる。即ち、該鑛業法に依れば、探鑛權探鑛權を獲得し得る者は、和蘭本國又は蘭領東印度の人民又は居

住者(永住權を有する者)に限ることになつてゐる。會社の場合に於ても亦同様である。即ち、和蘭本國又は蘭領東印度に籍を有し、且つ重役の多數が和蘭の臣民又は蘭領東印度の居住者なる場合に於てのみ、會社は探査採掘に關する權利を獲得することが出来る。最後に擧げたる。蘭領東印度の居住者なるものは、和蘭に居住するものでも差支へない。蘭印鑛業法第四條は、此等の點に關して次の如く規定してゐる。

第四條 (一)左記以外ノ者ハ探鑛又ハ探鑛許可證ノ所有者タルコト得ス

イ)和蘭人

ロ)和蘭又ハ蘭領印度ニ居住スル者

(註) 此處に蘭領印度に居住する者とは、蘭領印度に於て永住權 (Vergunning tot vesting) を有するもの、謂ひであつて、只一時的居住權 (Vergunning tot ontschepping) を有するもの、謂ひではない。

ハ)和蘭又ハ蘭領印度ニ於テ設立セル會社

株式會社ニ付テハ經營者 (Bestuurder) 又ハ取締役 (Commissaris) 一名、經營者又ハ取締役カ二名アル場合ハ二名共、經營者カ二名以上アル場合ハ其多數、又若シ會社ノ經營力取締役ノ手中ニアリ而モ其取締役カ二名以上ナル場合ニハ取締役ノ多數、一箇ノ合資會社 (Eendracht) ヨリ資金ノ供給ヲ仰キ社業ヲ經營セル會社ニ付キテハ、業務

執行社員 (Beheerende vennoot) 業務執行社員カ二名ノ場合ハ二名共、業務執行委員カ二名以上ノ場合ハ其ノ多數ハ和蘭人若シクハ蘭領印度ニ居住スル者 (此處ニ蘭領印度ニ居住スル者ト稱スル者ハ和蘭本國ニ居住スル者タルコトヲ得) ナラサルヘカラス

但シ蘭領印度ニ於テ設立セラレサル會社、又ハ蘭領印度ニ居住セサルモノハ蘭領印度ニ適當ナル代表者ヲ設定スルコトヲ要ス。又蘭領印度ニ居住スル者、蘭領印度ニ居住セサル者ノ同地ニ於ケル代表者、及蘭領印度ニ居住スル會社ノ經營者、又ハ蘭領印度又ハ和蘭ニ設立セラレタル會社ノ代表者ニシテ蘭領印度ニ居住スル者ハ探鑛又ハ探鑛ヲ行フ州、若シクハ諸州ニ於テ居住權ヲ有スルモノナラサルヘカラス

(二)探鑛又ハ探鑛出願者ハ、探鑛探鑛及是等ニ附帶スル事業ノ許可期間中、探鑛又ハ探鑛ヲ行フ州ノ州廳ニ於テ居住ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス。該規定ハ探鑛探鑛ノ區域ノ一部分ノミカ或州内ニ於テ存在スルトキニ於テモ適用セララルモノトス

(三)探鑛及探鑛ノ許可ヨリ生スル權利義務ハ、適法ナル所有者ノ死亡スル場合、該權利ヲ取得スルモノニ移ル。但シ權利ヲ繼承スヘキモノハ死亡後直ニ又ハ一箇年以内ニ本條ノ規定ヲ履行スルヲ要ス。探鑛權ハ第七條第七項ノ規定ニ從ヒ右一箇年以内ニ個人又

ハ會社ニ讓渡スルコトヲ得。但シコレニ付テハ總督ノ承認ヲ要シ且ツ權利ヲ讓受クヘキモノハ本條ノ規定ニ合致スルモノタルコトヲ要ス

一九一八年七月二十日附の法律(和蘭官報一九一八年第四六六號、蘭領東印度官報一九一九年第四號)に依て鑛業法が改正せらるゝ以前に於ては、蘭領東印度に於ては、探査許可證を有し且つ鑛業法の規定に依て探査を行へるものは、發見したる鑛物の何たるに論なく是を採掘する權利を取得した。鑛物を發見した探査許可證所有者は當然の權利として探査の權利を得た。然るに右に記載した一九一八年七月二十日の改正鑛業法は、諸鑛物をばA類とB類とに區別した。而してA類中に記載せる諸鑛物に關する法律は従前通りとした。即ち、一九一八年七月二十日の法律に依ても、A類に記載せる鑛物を發見せる探査者は、彼が鑛業法の規定を遵奉する限り、當然の權利として其鑛物を採掘する權利を取得した。然るに一九一八年の改正法律は、土油(石油)、土脂、土蠟、瀝青物體、沃度、石炭等をB類中に編入し、B類中にある鑛物を發見しても、發見者は其發見鑛物を採掘する權利を取得するものでないとした。B類中に記載せらるゝ鑛物が發見せられたるとき、其鑛物を採掘するの權利は政府にあるものとし、探査は政府自ら是れを爲すか、政府自ら爲さるる場合には會社と契約をして是れを爲さしむることとした。今此處に記載した改正法律の要項を摘記すれば左の通りである。

第一條 印度鑛業法第一條第二項ヲ左ノ通り改ム

- (一) 蘭領印度ニ於テ土地ヲ所有スルモノハ左ノ鑛物ヲ處分スルコトヲ得ス
- (A) 寶石、黒鉛、白金、オスミウム、イリヂニウム、金銀、水銀、蒼鉛、モリブデン、錫、ウオルフラム、鉛、銅、亞鉛、カドミウム、ニッケル、コバルト、クロム、鐵、軟滿掩鑛、亞質母尼、砒石、ストロンチウム(上記鑛物ハ純タルト粗タルトヲ問ハス)及ビ同一鑛床ニアルカ爲メ上記鑛物ト同時ニ採掘スル他ノ鑛物、硫黃ヲ含有スル鑛物、朋礬及硫酸ノ製造ニ使用シ得ヘキ鑛物、硝石及肥料ノ製造ニ使用シ得ヘキ磷酸、岩鹽、及岩鹽ト同一鑛床ニアルモノ
- (B) 無煙炭及ヒ其他各種ノ石炭、土油、土脂、土蠟、其他總テノ瀝青物體(固體液體共)
- 可燃性瓦斯(年數ヲ經タルモノ即チスウオムブ瓦斯ニ限ル)、沃度及ヒ同化學組成物
- (二) 鑛物ヲ前項特ニ(A)又ハ(B)ニ編入スヘキカ否カニツキ疑義ヲ生シタル場合ハ總督是レヲ決ス

第八條 蘭領印度鑛業法第二十八條中左ノ變更ヲナス

- イ 第一項ノ變更條項左ノ如シ
- (一) 探査所有者又ハ鑛業權所有者カ第一條第一項(A)ニ記載ノ鑛物ヲ發見シタル場合ハ發見

ヲ立證次第發見鑛物ノ探掘權ヲ取得ス。但シ發見シタル鑛物ノ存在スル區域カ探掘又ハ探掘ノ爲メ政府ノ爲メニ留保シアラス且ツ第三關係人ノ權利及ヒ本條第二項第七項及ヒ第十五條ノ規定ニ反セサルヲ要ス

第二項及ヒ第三項ノ間ニ左ノ條項ヲ追加ス

(二)ノ一 第一條第一項ノBニ記載セル鑛物ヲ發見スルモ發見者ハ鑛物探掘權ヲ取得セス該鑛物ノ探掘ハ政府自ラ是レヲ爲スカ又ハ第五條ノAニ基キ契約ニ依リテ是レヲ行フ。發見ニ對スル報酬ニ付キ豫メ協定ナキ場合ハ總督是レヲ定ム

※ 第五條の(a)に關する規定は左の通りである。是れば、一九二〇年九月二十六日附改正鑛業法の要項として現はれたものである。

第一條

第五條及第六條ノ間ニ第五條(a)ノ名目ノ下ニ左ノ一條條ヲ挿入ス

(一)政府ハ探掘及探掘ヲナスコトヲ得。但シ既ニ許可シタル鑛業者ノ權利ヲ侵害スルコトヲ得ス

(二)其目的ノ爲メ政府ハ自ラ探掘又ハ探掘ヲナシ又ハ本鑛業法第四條第一項ノ規定ニ一致スル個人又ハ會社ト契約シテ探掘又ハ探掘ヲ爲サシムルコトヲ得。後者ノ場合ニ於テハ個人又ハ會社ハ探掘又ハ探掘ニ時トシテハ探掘探掘兩ナカラ從事スルモノトス

(三)上記契約ハ單ニ探掘ノミニ關スル契約ヲ除キ其都度法律(和蘭本國ニ於テノミ制定セラルル)ノ認可ヲ受ケ締結スルモノトス

一九二一年官報第七五號を以て發表せられた同年二月二日附蘭領東印度總督の決議は、スマトラ、ボルネオの主要部分は、全部政府の探掘探掘區域として留保する旨を宣言してゐる。一九二一年以前には、蘭領ニウ・ギニアを除ける蘭領東印度の他の部分に於ては、鑛業法第一條Bに記載してあるやうな鑛物に對しては探掘は個人に許可しないとしても、探査だけは許可する方針であつた。然るに、右の決議は、探査をする個人に許可しないといふのであるから非常なる變化が最近に起つたものと言はなければならぬ。但し、一九二二年官報第三四一號を以て發表された同年五月二十日附東印度總督の決議は、蘭領ニウ・ギニアの大部分(即ち東經一三五度以東)をば、探掘の爲め政府以外のものに開放することを宣言してゐる。

蘭領東印度政府は、鑛務局(Dienst van den Mijnbouw)をして東印度諸島に於ける鑛産の開發に當らしめてゐる。鑛務局には九課あり。石油業者に特に關係を有するものとしては、鑛業法令課(Dienst der Mijnverordeningen)と探掘課(Opsporingsdienst)の二課がある。鑛業法令課に於ては、蘭領東印度の鑛業を取締るに必要な法令の立案をなし、鑛業者に對し現業上の取締りをなしてゐる。探掘課は讀んで字の如く、政府の爲めに有用鑛物を發見することを目的としてゐる。最近數年間、

鑛務局は、スマトラの東北岸に於てアチエー州の油田からバレムバン州の各油田に亘る弘汎なる調査を遂げた。然るにアチエー州に於ける探検の結果は、アチエーに於ける現油田は、北西の方面でなく、寧ろ東南の方面に擴延してゐることを示した。又チャムビに於ける調査の結果は、チャムビの油田が蘭領東印度に於ける最も重要な油田なることを證明した。鑛務局は又、タラカン、ブーンユーに於ては勿論、ボルネオの東岸一帯に亘る石油系統に就て、近來特別な研究を遂げた。其結果、英領北ボルネオから蘭領バリクバパンに亘る沿岸地帯は、石油の自然的貯藏の上に於て頗る都合好き構造を有することが明かになつた。又充分の用意を整へたる鑛務局探検隊の一行が、ニウ・ギニアの西端で地理學上フォーゲルコップ(Vogelkopf島頭)として知られたる部分に派遣せられた。探検隊の報告は極めて簡單であつて、是れに依て事實の真相を知ることが出来ないが、該報告に依て見れば此地方が商業的に價値ある程多量の石油を埋藏してゐるかどうか疑はしい。

鑛務局が政府の爲めに留保せられる區域内に於て油田を發見せる場合には、東印度政府自ら採油事業を行ふことは勿論勝手とする所であるが、或會社又は個人と契約して事業を經營せしむることも出来る。又事業其の物を入札に附し最高入札者に事業を經營せしむることが出来る。最高入札者に採鑛權を與ふる場合は、其の期間は普通七十五ヶ年である。此等の點に關する鑛業法の規定は左の通りである。

第五條^a

(一) 政府ハ探鑛及ヒ探鑛ヲナスコトヲ得。但シ既ニ許可シタル鑛業人ノ權利ヲ侵害スルコトヲ得ス

(二) 右ノ目的ヲ遂行スル爲メ、政府ハ自ら探鑛又ハ探鑛ヲナシ、又ハ本鑛業法第四條第一項ノ規定ニ一致スル個人又ハ會社ト契約シテ探鑛又ハ探鑛ヲ爲サシムルコトヲ得。後者ノ場合ニ於テハ、個人又ハ會社ハ探鑛又ハ探鑛ニ、時トシテハ探鑛探鑛兩ナカラ從事スルモノトス

(三) 上記契約ハ單ニ探鑛ノミニ關スル契約ヲ除キ其都度法律(和蘭本國ニ於テノミ制定セラル)ノ認可ヲ受ケ締結スルモノトス

(四) 本條ニ基キ政府ノ行フ探鑛又ハ探鑛ノ爲メ土地ヲ留保スル決議ニハ採取スヘキ鑛物ノ種類ヲ記載ス

第三十一條

(一) 政府ノ調査ノ結果總督カ探掘ノ價値アリト認ムル鑛物ヲ發見シタル場合ハ、總督ハ區域ヲ指定シ該區域内ニ於テハ入札ノ外發見鑛物ノ探掘權ヲ許可セス。但シ區域ヲ指定スルニ當リ第三關係者ノ權利ヲ侵害スルヲ得ス。且ツ政府ハ自ら探掘ヲナシ又ハ第五條ノ^aニ基キ個人又ハ會社ト契約シテ探掘ヲナサシムルノ權限ヲ留保ス。契約ノ場合ハ個人又ハ會社ハ探掘ヲナスノ義務ヲ有ス

(二) 特別ノ場合ニ於テハ勅令ヲ以テ附與セラレタル權能ニヨリ上記入札ノ規定ヨリ離ルルコトヲ得

第三十二條 總督カ採掘ノ價值アリト認ムル鑛層ニシテ本鑛業法ノ規定ニヨリテハ採掘ノ申請ヲナスコトヲ得ス。且ツ第三十一條第一項ノ規定ニ該當セサルモノニ對シテハ第三十一條ヲ適用ス

第三十三條 (一) 入札ノ場合ニ於テハ鑛業權(採掘權)ハ總督カ許可スルモ差支ナシト認メタル最高入札者ニ許可ス

(二) 第三十一條及ヒ第三十二條ニ依リ留保シタル土地ニシテ入札ニ附スルモ落札者ヲ見サル場合、又ハ隨意契約ニ依ル鑛業權(採掘權)ノ取得ナキ場合ハ、再ヒ是レヲ探鑛ノ爲メ開放ス

爪哇、マドゥラ、其の他の小島にして政府の爲めに特に留保せられざる或島に於ては、鑛業法第一項に記載する國籍居住に關する規定に違背せざる限り、個人又は會社に對し探鑛權を附與す。探鑛許可證取得の方法、許可證の有効期間、許可の更新その他に就ては、蘭領東印度鑛業法第七條是れを規定す。即ち左の通りである。

第七條 (一) 探鑛權ハ政府ノ許可證ニ依リ取得セララル。該權利ハ土地所有者若クハ第三關係者ニ對

シ彼等ノ權利ヲ擁護スル適當ナル機會カ與ヘラレタル後ナルハ勿論、探鑛ニ因ル損害補償金ノ前納ナキ内、又ハ補償額カ豫メ決定セラレ難キ場合ニハ補償金ニ對スル相當ナル保障ノ提供ナキ内ハ附與セラレサルモノトス

(二) 前項ノ許可證ハ本法施行細則ニ依リテ定ムル官吏是レヲ附與ス。探鑛出願ノ場合ハ正確ニ土地ヲ明記シタル二通ノ願書ヲ該官吏ニ提出スヘシ。該官吏ハ願書ヲ受理シタル日附及時刻ヲ願書ニ記入シ一通ヲ出願者ニ交付スルモノトス

(三) 先ニ受理シタル出願ハ後ノ出願ニ對シ優先權ヲ有ス

(四) 許可證ハ連續三年ヲ超ヘサル一定期間ニ向テ許可證中ニ可及的正確ニ指定セル土地一地下ノ深度ハ地面ト直角ニシテ無制限ナリニ對シテ許可ス。許可期間滿了前本條第二項ノ規定ニ依リ出願シタルモノニ對シテハ一回一箇年ノ期限ヲ以テ二回延期ヲ許可ス。本項ニ規定セル許可ニハ條件ヲ附スルコトアルヘシ

(五) 探鑛許可出願又ハ延期出願ニ對スル官廳ノ決定ニツキテハ總督ニ訴願ヲナスコトヲ得總督ハ衡平ヲ保ツ手段トシテ又ハ公安維持ノ方法トシテ本條第三項ノ規定ニ反スル處置ヲ取ルコトアルヘシ

(六) 探鑛ハ許可ヲ得タル後一箇年以内ニ開始スヘシ

六 探査及採油に關する蘭印法規—蘭印鑛業法の要點

- (七) 探鑛許可ハ政府ノ許可ナクシテ他ニ讓渡スルコトヲ得ス
- (八) 本條ノ施行ニ關スル他ノ細則及ヒ探鑛ノ目的ヲ以テ出願スル土地ノ最大面積ニ關シテハ本法施行細則ヲ以テ定ム

第八條

- (一) 左ノ土地ニ於テハ探鑛ヲ許サス
 - (イ) 第五條ノ(a)ニ規定セル探鑛又ハ採鑛ノ爲メ保留シタル土地。第三十一條及ヒ第三十二條ニ依リ入札ニ依リテ鑛業權ヲ許可スル爲メ保留シタル土地。既ニ他人ニ鑛業權ヲ許與シタル土地。及ヒ第五條ノ(a)ニ依リ契約ヲナシタル土地
 - (ロ) 他人ニ探鑛ヲ許可シ其ノ結果此他人カ鑛業權(探鑛權)ヲ請求シ得ヘキ土地
 - (ハ) 公益ノ爲メ總督カ閉鎖シタル土地
- (二) 探鑛ハ探鑛區域内ニ存在スル要塞、政府又ハ公共ノ造營物、公共埋葬地、其ノ他ノ墓地、道路、水路、及ヒ鐵道ニ及ホスコトヲ得ス。且ツ土人ノ習慣ニ依リ聖地ト見做サレタル土地、總督カ公益ノ爲メ探鑛ヲ禁止シタル土地、及前記ノ箇所ヨリ一定ノ距離ニアル土地(距離ハ本令施行細則ヲ以テ定ム)ニ及ホスコトヲ得ス
- (三) 探鑛ハ住宅又ハ工場ノ建設シアル土地及ヒ施行細則ニ定ムル距離内ニアル其ノ周圍ノ土地ニ及フヘカラス。但シ土地所有者及ヒ第三關係者ノ許可ヲ得タル場合ハ此限り

ニアラス

備考。右に摘記した蘭領東印度の鑛業法は、第六十七回聯邦議會第一會期に於ける上院文書第十一號として發表せられたる書類並びに石油事業に於ける外國系資本調査聯邦委員會の報告(正誤せる校正刷)として一九二三年二月十二日附を以て發表せられたる文書に依たものである。

七 蘭領東印度に於ける精製工場

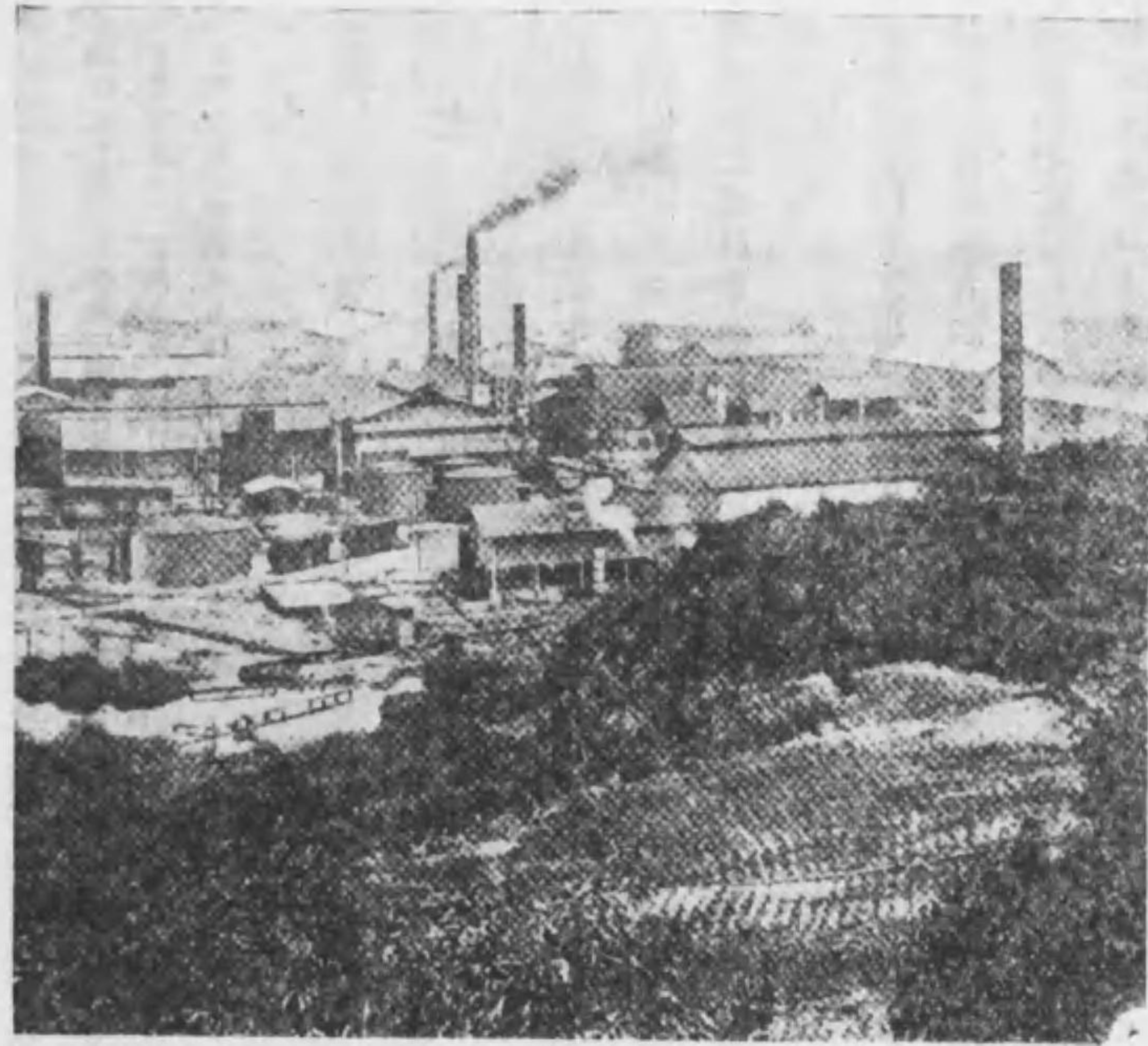
蘭領東印度に於ては、現在十箇の精製工場がある。即ち、ボルネオに一箇所、爪哇に四箇所、スマトラに同じく四箇所、モルッカス群島の一なるセーラム島ブルーラ灣にトピング装置(原油を連續的に蒸餾して揮發油と燃料重油とに分つ装置)が一箇所ある。今此等工場の概況を略説すれば左の如きものである。

(イ) ボルネオに於ける精製工場。ボルネオの東岸バリクババンに於て、蘭領東印度第一の精製工場がある。此工場の一日の能力は、優に原油一五、〇〇〇「バレル」に上り、一年には大約五、〇〇〇、〇〇〇「バレル」の原油を處置してゐる。今是れを世界の全産額に比較するときは、約其一「バセント」の十分の六に相當する。バリクババンに於ける原油の貯藏高は、三、〇〇〇、〇〇〇「バレル」を見積

七 蘭領東印度に於ける精製工場

七 蘭領東印度に於ける精製工場

られてゐる工場は。ロイヤル・ダッチ・セル系の会社たるバスターフェ石油会社に属する。パリクババンに於ける工場は、油井の側にあるのではなく可成りの距離にあるク

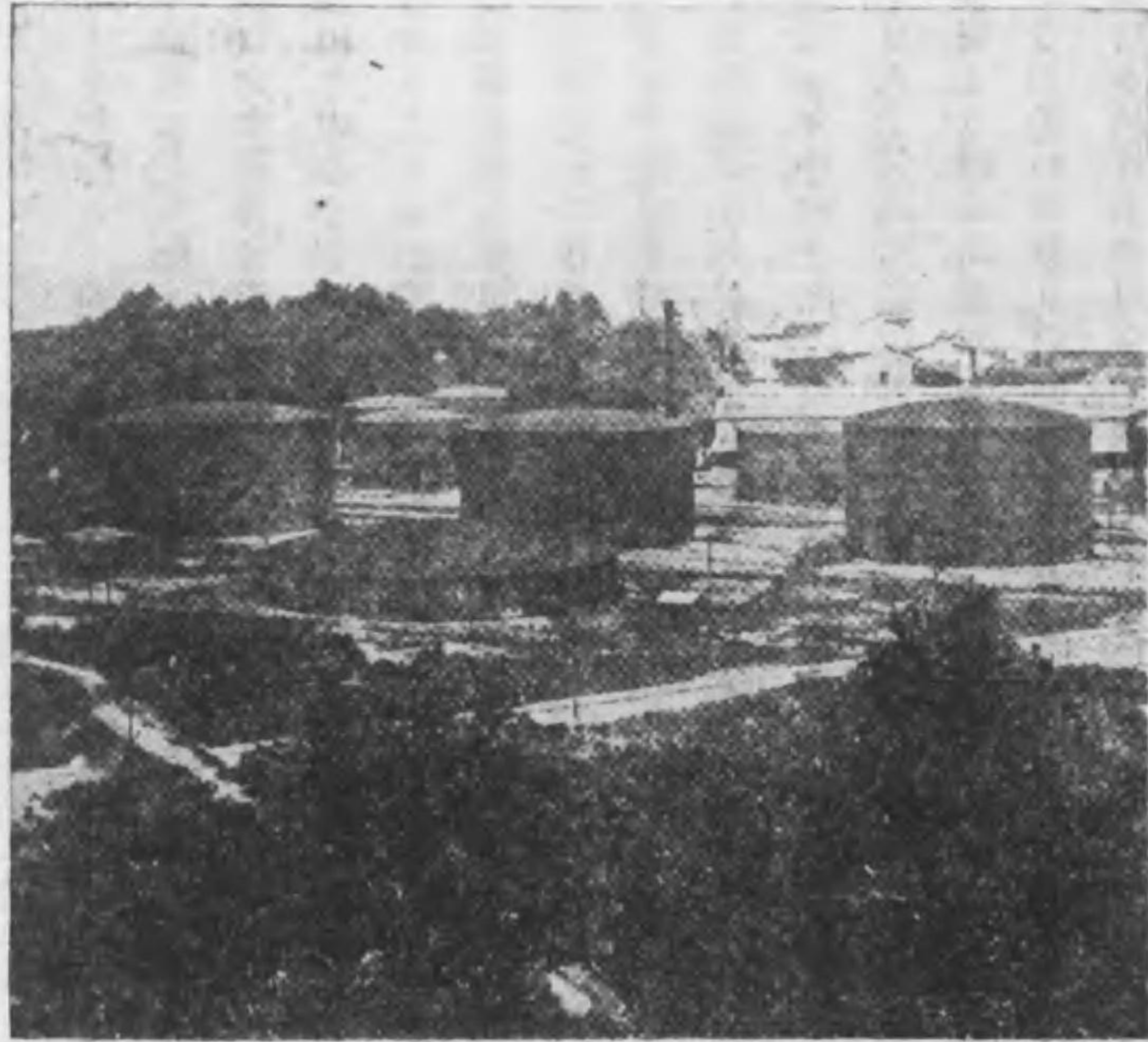


セフータバンバクリバ在

タイ油田の各部分から、パイプに依て原油を吸収するものである。パイプの中最も長いのは、直径五寸の鉄管で、サンガ・サンガの油井に達し、延長實に六十五哩を有する。

工場に於て用ひられてゐる精製の方法は、近時米國に於て行はれてゐるものに比較すれば、多くの點に於て缺點あることを免れないが、尙ほ頗る近代的であると言へる。油田の各層位より得らるゝ原油には非常なる比重の相異がある。即ち〇・八四位のものから〇・九

六の比重を有するアスファルト系の產品にまで及んでゐる。其れであるから、パリクババンに於ては、輕油からアスファルト系ナフテン系の產物に至るまで、ありどあ



景全場工製精社會油石

らゆる石油製品が製造し得らるゝことになる。精製工場に關聯して硫酸工場が運轉せられてゐる。此處で生産せらるゝペンデン及びガソリン製品は、一年約五千萬ガロンに達するのであるが、市場に出す前に硫酸で處置することを必要とせざる程純良なるものである。ペンデン製品に對しては、世界の到る處殊に歐羅巴及英領印度を除ける東洋の各部に於て旺盛なる需要がある爲め、大部分は輸出品として吸収せらるゝ。

パリクババンの工場は、

七 蘭領東印度に於ける精製工場

エーデレアスアン方法 (Edelmann Process) を用ひ、硫酸を以てケロシンを洗滌してゐる。而してターに似たる分子を取除いてゐる。斯くて年々二千五百萬餘に上る良質の點燈油を製造してゐる。是れは東洋各地の市場に於て旺んに需要せらるゝものである。最近新聞紙の報ずる所に依れば、バリクババンに於ては百六十萬弗を費してケロシン(燈油)製造工場を擴張せんとしてゐるといふ話である。

クアタイ油田を中心として出るボルネオの原油は品質優良なるパラフィンを生産する。従つてバリクババンのパラフィンと言へば、世界貿易業者の間に直に能く分る。溶解點華氏百二十五度から百四十度までの、あらゆる種類のパラフィンが此處に製造せらるゝ。一九二一年中バリクババンから輸出せられた―主として日本、支那、米國、和蘭に―パラフィンの數量は四千二百萬封度に達した。バリクババンには、最近まで大規模の蠟燭工場があつた。併し、バリクババン製蠟燭の主なる消費地は支那であるのみならず、勞銀も支那の方が安價であるので、最近に至り工場を解體して上海に移轉した。一九二一年中バリクババンから輸出せられた蠟燭の數量は、八、六〇〇、〇〇〇封度であつたのに、支那は六、六〇〇、〇〇〇封度を輸入消化した。

クアタイ油田より出る比重大なる原油は、相當良質の滅磨油を産する。最後に出來た產品は、米國品と比較すると遙かに劣るが、最近數年實驗室に於ける不斷の研究と最新式精製法の應用とは製品の上に非常なる品質上の相異を齎した。一九二一年には、約二、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」の滅磨油が

海外に輸出せられた。輸出品の大部分は仲繼貿易品として新嘉坡に輸出せられた。

バリクババンには、精製工場と連絡して、燃料油貯藏場がある。是れは東洋にある此種造營物中に於て最も大なるものゝ一である。現在の貯藏能力は三六五、〇〇〇「バレル」で、數時間内に燃料油を船に積込む設備を有してゐる。政府の統計に依れば、一九二一年中バリクババンから海外に輸出せられた燃料油の數量は一、四〇〇、〇〇〇「バレル」であつた。

ボルネオの東北岸沖にあるタラカン島には、該島に生産せらるゝ原油より燃料油を製造する一工場がある。工場と言っても此處に行はるゝ作業は、混入せる水分と砂とを原油より除去するといふ簡單な過程に過ぎぬのであつて、燃料油としては其れ以上精製の法を加へないでも充分である。現在タラカン島には、約八六〇、〇〇〇「バレル」の原油と、約五六〇、〇〇〇「バレル」の燃料油とを貯藏する設備がある。一九二一年に於ては、四、〇〇〇、〇〇〇「バレル」以上の原油と燃料油とがタラカンから輸出せられた。其の中約半分は日本に輸出せられたものである。

(ロ) 爪哇に於ける精製工場。バターフェ石油會社の子會社たる關係にあるドルチェ石油會社は、東部爪哇に於て二箇の精製工場を持てゐる。一はスーラバヤ市の附近なるウオノクロモ(Wonokromo)に在り、他はスマランの東レムバン州のチエプ(Tipou)に在る。一八九〇年の頃設立せられたウオノクロモの工場は、一日八百「バレル」の原油を處置する能力がある。併し、原油の供給が一樣充

分でないので、工場は能力以下に作業せざるを得なくなつてゐる。原油は、スーラバヤ州の諸方面にある會社の採油區域からタンク車に依て工場に運ばれる。但し、工場の附近に在る一油井からは、パイプで原油を引いてゐる。ウオノクローモイ製油工場に於ては、精製油タンクの外、一〇〇、〇〇〇「バレル」を貯蔵するに足るタンクの設備がある。

品質寧ろ劣等なるケロシン油を製造するのが此工場に於ける重なる仕事である。工場で出來たケロシン油は、重に島内の需要を充すものとして處分せらるゝ。減磨油も亦此工場に於て生産せらるゝ。而して自動車會社、砂糖工場、精米場等に販賣せらるゝ。併し、ウオノクローモイの工場に製造せらるゝ減磨油は品質良好ならざるが爲め評判宜しくない。多少のガソリンも此工場に於て製造せらるゝが、一種の悪臭を有するので脱臭法を講ずるか、或は亦優良品と混合するにあらざれば賣捌くこと容易でなす。

ウオノクローモイ工場に於て製造せらるゝ各種の製品は、主として官有鐵道に依て諸方に運搬せらるゝ。尤も尠からざる分量の燈油がプランタス河の便に依り船で爪哇の内部に輸送せられてゐる。又五「ガロン」入の鉢力罐を四十箇宛積める土人牛車も大分利用せられ、燈油の運搬の上に於て鐵道の足らざる點を補つてゐる。

チェブーに於ける製油工場も、亦同じくバターフェの關係會社たるドルチェ石油會社の所有に屬し

一八九四年の創立に係るものである。精製工場としては完備したもので、一日二千「バレル」の原油を消化する能力を有する。但し、能力運用の程度は、原油の供給如何に依て定まるものである。原油は總てスマラン州レムバン州に於ける會社の採油區域より來り、六吋の短い鐵管數本で精製工場に送られてゐる。工場に在る貯藏庫は約六六〇、〇〇〇「バレル」の原油を維持するに足る。別に是れよりは小さなタンク装置が精油半精油の爲めに設けられてゐる。

チェブーの工場に於て製造せらるゝガソリン、ケロシンはスマトラ、ボルネオの工場で出來るものに較れば見劣りするが、何れも頗る良質のもので全部爪哇地方で賣捌かれてゐる。此等の油は、勿論大部分は鐵道の便を籍りて輸送せられてゐるが、ベンガワン河(Dongawantjivier)一名ソロ河(Sol-orivier)に於ては、土舟又は團平船に依て運送せらるゝ。チェブーの工場だけで生産せらるゝ燈油の數量は不明であるが、チェブーとウオノクローモイとの兩方で出來る燈油は、一年約二〇、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」に達する。チェブーの附近で採取せらるゝ原油は、特に蠟燭の製造に適する良質のバラフィンを含む所からして、精製工場内に一の小さな蠟燭工場が設けられてゐる。此處で製造せらるゝ蠟燭の溶解點は甚だ高いのであるから、其の蠟燭は熱帶地用として極めて適當である。蠟燭は、間々數噸づゝ海外に輸出せらるゝのみで、殆んど全部地方的に販賣消費せらるゝ。

アルヘメーネ石油會社(Algemene Petroleum Compagnie)は、バターフェの系統には關係のなす

石油會社であるが、スマラン州に於てクラントゥーン・ソヂョマルト（Klantung Sotjomarto）のみ採油許可區域を持てゐる。而してクラントゥーンには會社の小精製工場がある。少量のケロシン油を製造し土人用として是を販賣してゐる。残物は燃料として工場に使用せられ、然らざる場合には同様の目的の爲め附近に販賣せられてゐる。一九二〇年同工場に於て處分せられた原油は約二、六〇〇「バレル」であつた。

スタンダード石油會社の分身であるコロニアレ石油會社（前出）も、つい最近レムバン州のカプアン（Kapoean）に於て一小精製工場を設けた。工場の消化能力は一日二五〇「バレル」である。該工場は、ベタ及びビトレムブルに於ける會社の採油區域から出る原油を處分してゐる。一九二〇年に於ける兩區域の産額は、前者は二二、〇八一「バレル」後者は四、〇四四「バレル」であつた。

スマトラに於ける精製工場。スマトラには四箇の精製工場がある。四箇の中、一はアチエ州のペルラク（前出）に於て、一は東岸州のパンカラン・ブランドン（Pangkalan Brandan）に於て、残りの二つはバレムバン市の直下、ムーシ河（Moesi）の沿岸プラヂェ（Pladjoe）バグースターニン（Pagseskoening）に於て發見せらるゝ。

アチエ州のペルラクに於て、バターフェ石油會社は、ガソリンの蒸餾精製の爲め一の行届いた工場を持てゐる。此處にある貯藏設備は原油に對するものは五〇、〇〇〇「バレル」、精製品に對する

ものは一五、〇〇〇「バレル」である。ペルラクの工場は、七十六哩の距離にあるパンカラン・ブランドンに於ける精製工場と、六吋のパイプ一本、十吋のバイフ一本で連絡してゐる。

パンカラン・ブランドンにある精製工場は、バターフェ石油會社の所有に屬し、スマトラに於ては最も大なるものである。工場はババラン河（Balalan）に面し、パンカラン・ブランドンの船付場たるパンカラン・スースー（Pangkalang Soesoe）からは十三哩の距離に在る。パンカラン・ブランドンの工場は、一八九二年中設立せられたものであるが、爾後度々増築せられ、今日にて於ては一日に一〇、〇〇〇「バレル」の原油を處理し得るやうな設備になつてゐる。工場には精製品に對して完全なタンク設備がある外、一、〇〇〇、〇〇〇「バレル」の原油と、五〇、〇〇〇「バレル」の燃料油を貯藏する庫がある。工場は、前述したやうにペルラクの精製工場とパイプに依て連絡してゐる外船付場たるパンカラン・スースーとの間には十吋のバイプ一本、六吋のバイプ二本、四吋のバイプ一本、都合四本のパイプがある。パンカラン・スースーには、一日平均一二、〇〇〇罐を製造し得る一の動力工場と、填充工場と、三〇〇、〇〇〇「ガロン」の石油を貯藏するに足る設備とがある。

スマトラの南部に屬する油田に對しては、前述した通りバレムバン市の直下、ムーシ河に面せるプラヂェとバグースターニンとに各一つの工場がある。工場の經營者はバターフェ石油會社である。此等兩方の工場は、一の完全なるユニットを形成し、一日平均五〇〇〇「バレル」を消化する能力

を有し、殆んどあらゆる種類の石油製品を製造してゐる。最も好んで製造せらるゝは、ベンチン、ガソリン、ケロシン、減磨油、固形減磨油である。原油は或はパイプに依り、又時としてはムーシ河に依り油槽船を用ひてカユー(Kayu)から送られてゐる。八吋のパイプで北バボト(Radot)油田から送られてゐるものもある。直徑四吋長さ八十七哩を有する二本のパイプがブラヂューに於ける工場とカムボン・ミニアク(Kampung Minjak)油田とを連結してゐる。尙ほ別に延長百四十一哩に亘る一本のパイプがあつて、原油をばメラムーン(Melamoun)地方から引いてゐる。二工場に於ける原油の貯蔵力は一、三〇〇、〇〇〇「バレル」である。

バレムバン精製工場の諸製品に對しては、東洋諸國、歐洲、亞弗利加、濠洲等に於て相當の需要があるから、其の大部分は輸出品として仕向けらるゝ。一九二一年中バレムバンから輸出せられたる石油製品の分量を見ると、ケロシンが二二、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」、ベンチンとガソリンが三八、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」、減磨油が六六〇、〇〇〇「ガロン」、固形減磨油が三八九、〇〇〇封度である。此外原油、燃料油、アスファルトの少量が同年中輸出せられた。地方的需要を充す製品は、概ねムーシ河及其の支流に於て小蒸汽船土人船等で運搬せられてゐる。更に蘭領東印度諸島の需要を充す方法としては、ロイヤル・ダッチの管理下にあり、ロイヤル・ダッチ系工場の製品を輸送することを專業とする蘭印タンク船會社のタンク船を用ひてゐる。

スマトラ北部(即ちアチエー、東岸の兩州)の油田から生産せらるゝ原油は、輕油の要素を多分に持てゐる。即ち、三十「バセント」若しくは其れ以上良質のガソリンと、四十「バセント」若しくは其れ以上良質のケロシンを含有してゐる。此ベルラクとバンカラシ・プランダンとの兩製油所から最近一年何程のガソリンとケロシンとが産出せられたかを知ることには出來ないが、生産せられた原油の數量を基として計算したものに依ると、一九二一年に於けるベンチンの産額は四〇、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」、ケロシンの産額は約五〇、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」であつた。此等產品の多くは蘭領印度内部、殊に爪哇に於て販賣消費せらるゝ。又一九二一年に於て、右二工場から東方諸國に輸出せられたるものは、ガソリン、ベンチンが約五一、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」、ケロシンが四〇、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」であつた。此處に述べた輸出品の數量中には、此等工場の製品を貯藏分配する設備を有してゐる、新嘉坡沖のサムブー島(Pooloe Tamboue)からの輸出をも含んでゐる。因に、サムブー島からは、波斯英領北ボルネオ産(即サラワク王國産)の石油も再輸出せらるゝ。

(ニ)ニセーラム島に於ける精製工場。アムボイナ州の管内にあるニセーラム島には、其の東北岸に在るブーラ灣に於て、トピング式装置を有する一小工場がある。此工場は元來レムバン産業會社(Rembang Industrie Maatschappij)の所有する所であつて、爪哇はスーラバヤとスマランとを繋ぐNIS線のワドゥー(Wadoe)と稱する停車場附近にあつたものである。ドルチェ石油會社は、一九一八年此

工場を買収し、解體してプーラ灣頭に運び、此處に再設してセーラムに於ける油田の産物を處分することとした。セーラムの油田に於ける原油の産額は、一九二一年には約三十五萬「バレル」に達したのであるが、此等は例の工場に於て軽油と然らざる部分とに分たれ、軽油は更にバリクババンに送られて精製せらるゝ。残物は、プーラ灣にある燃料油貯蔵所に於て販賣處分せらるゝ。

八 蘭領東印度に於ける石油の消費高

蘭領東印度に於ける精製工場は、各産品の産額に就て正確なる數字を掲げないから、群島内に於ける消費の狀況を詳にすること困難である。偶々數字が發表せられても、其れは數年を経過して後なること多く、而も其の數字が工場の全體に亘らないか、産品の全體に亘らないかである。斯くて吾人は、今日蘭領東印度でケロシンが何程、減磨油が何程生産せられてゐるかに就て、正確なる觀念を作ること出来ない。併し、一年凡そ何程の石油製品が今日蘭領東印度で消費せられてゐるかといふことは、(石油製品の産高+輸入高-輸出高)といふ公式で計算出来るであらう。吾人が蘭領東印度に於ける生産消費輸出入の狀況に就て知り得る最近の年は一九二一年である。一九二一年於ては、蘭領東印度の石油生産高は一七〇〇〇、〇〇〇「バレル」、 $\left[\frac{\text{ガロン}}{2.2} \right]$ で現はせば

七一四、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」であつた。固形減磨油、アスファルト、其他の固形製品を除ける石油製品の同年の輸入高は三三三、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」であつた。然り而して一九二一年に蘭領東印度より輸出せられたる製品の數量は四七三、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」であつた。今此數字を基とし、右の公式に依て計算するときは、同年蘭領東印度で消費せられたる液状石油製品の總量は二七四、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」であつたことになる。今是れを五〇、〇〇〇、〇〇〇人の人口に割つて見ると一年一人當りの消費量は五・五「ガロン」となる。人口の多寡を以て消費の分量を論ずるならば、右の總消費量の七割以上は爪哇に於て消費せられるものと言はれよう。併し、爪哇に於ける實際の消費量は右よりは多いであらう。何となれば、爪哇に於ける土人は文明人たる歐洲人の生活に一層能く接近してゐるから、文明の度に於て遙かに遅れてゐるスマトラ、ボルネオ、其他の島の住民より遙かに多くの石油を消費するであらうと想像せらるゝからである。

今日米國から蘭領東印度へ輸入せらるゝ石油製品と言へば、殆んどケロシンと減磨油とに限られてゐるのであるが、其の米國品は一九二四年には全消費量の九・五「パーセント」、一九二〇年には九・六「パーセント」、一九二一年には二・〇「パーセント」であつた。此割合を計算するに當てはバラフィン、固形減磨油、アスファルト、其他の固形石油製品の輸出入高を勘定に入れてゐない。

九 石油製品の販賣に従事する會社

石油製品の販賣に従事する會社が、蘭領東印度に三つある。第一は度々記載したドルチェ石油會社で、第二は紐育のスタンダード石油會社、第三は米國のグアキウム・オイル・コムパニーである。

ドルチェ石油會社は、一八八七年三〇、〇〇〇弗の資本金を以て海牙に設立せられたものである。然るに右の資本金は一八九〇年には一四〇、〇〇〇弗に増加せられた。會社は爾後生産方面に於て堅實なる發展を遂げ、遂に爪哇島に於ける石油の殆んど全生産を支配するに至つた。チェブーとウォノクロモードに精製工場を置き、製品をば旺んに領内の市場に賣り廣めてゐる。然るに一九一一年中、ロイヤル・ダッチ・セル系の例のバターフセ石油會社は、ドルチェを併合し、後ドルチェをば蘭領東印度に於けるロイヤル・ダッチ・セル系の一手販賣人とした。ドルチェ石油會社の資本は其の後度々増加せられて、今日では八〇〇、〇〇〇弗である。

ドルチェの本社は和蘭海牙に在る。サー・ヘンリ・ダブルユー・エー・デタデイング (Sir Henry W.A. Deterling) は會社の理事長で事業の總元締をなしてゐる。支社をスーラバヤに置き爪哇に於ける石油の生産と蘭領東印度に於ける賣捌方とを委任してゐる。スーラバヤ支社の總支配人はフォンク氏 (J. Th. Vonck, Jr.) である。

ドルチェは、D.P.M.といふ略名の下に蘭領東印度の各重要港各重要商業中心地に支店を有し、蘭人支配人をして事業を經營せしめてゐる。斯く組織立つた經營の下に、蘭領東印度の石油製品市場に於て頗る重要な位置を占めてゐる。否最も重要な位置を占めてゐる。石油製品取引の四分の三を占領してゐる。

ケロシンは、米國

九 石油製品の販賣に従事する會社



(りあに中築建一同も社會油石エチルド)店支社會油石セフーマバ市ヤパラース在

産石油製品中で最も早く東洋市場に紹介せられたものである。其れが蘭領東印度に紹介せられたのは、箱入り燈油として船に積んで來たものを領内の諸港で競賣に附したことに始まるのである。競賣で買入れをなしたものは、大抵は支那人であつて、支那人は此等の買品を更に小商人の手に卸して販賣した。蘭領東印度には、バターフセ會社が輸入する波斯、並びに英領ボルネオ産(※)の燈油が、小量取引せられないではないが、輸入ケロシンの殆んど全部は、米國の一會社(スタンダード石油會社)の手を經由したものである。輸入減磨油の市場は、グアキウム・オイル・コムパニーとスタンダード石油會社と

に依て二分せられてゐる。前者は減磨油のみを取扱つてゐる。米國の一會社(スタンダード)は箱入ガソリンを輸入販賣したが、歐洲大戰の當時此方面の商買を止めてしまつた。

※英領北ボルネオ産さあるはサラワク王國の産を意味するのである。譯者。

一〇 蘭領政府の對内外石油會社態度

蘭領東印度政府は、石油製品會社に對し、其れが領内のものであるからとか、外國の會社であるとかいふ理由の下に、差別待遇をなさない。外國の會社は、取引上總ての事に就て和蘭の會社と同様の待遇を受けてゐる。只一つ内外の會社に於て見る重要な相異點は、政府が石油製品の納入に就て入札を行ふ際に當ては、政府は和蘭籍の會社の入札價額に於て五「パーセント」の優先利益を附與することである。

一一 石油製品販賣の方法

石油製品販賣會社は、其の製品を消費者の間に分配するに當つて二つの異なる方法を採用して

ゐる。此等方法の相異は、販賣せらるべき商品の相異より生ずるものである。即ち、燈油とガソリンとの販賣方法と減磨油、固形減磨油の販賣方法とは自ら同一でない。今此等商品の取扱法に就て左に略説する。

(イ) ケロシンとガソリン。ケロシン(燈油)とガソリン(自動車用燃料)とは、手数料を交付するといふ條件で支那人請負人に販賣させるといふのが原則である。販賣區域の状況上、支那人を請負人とするよりも、歐洲人、亞拉比亞人、土人に受負はしむることを便利とする所では、此等支那人以外の者を請負人として使用する。此等の請負人は、請負て賣ることを約束した會社の品物のみを取扱ふことを契約する。而して、自ら賣捌き得た製品の數量に應じて約定通りの手数料を受領する。稍々小さな市場で、而も特に請負人を設置することを必要とする所に於ては、下請負人を置く。是れは會社の商品を需要者間に割込ませる上に於て甚だ必要である。此等下請負人の取引に就ては、其の地方に於て此等を監督する位置にある請負人に責任を負はせる。下請負人は、請負人の受くる約半額の手数料を受領する。

請負人と會社との間に請負契約が成立すると同時に、會社は請負人より蒙むることあるべき損害に對して請負人より保證金を徴收する。保證金の額は、請負人が引受ける品物の數量に比例するのであつて、時には僅々二三百盾に過ぎぬことあり、又或時には數千盾に上ることあり、決して一様

ではない。會社は徴收した保證金に對しては一年二回、只名目上の利息に過ぎざる利息を支拂ふことにしてゐる。販賣請負人の中には、保證金として金錢を提供する代りに、所有不動産を擔保として會社に納むるものが屢々ある。是れは非常に稀れにのみ行はるゝ所であるが、或歐羅巴人の會社が石油會社の請負人となる場合には、其の歐羅巴人會社は、支那人や土人の如く不動産を身元保證の材料として提供することなく、石油會社に對し負ふべき一切の債務は相違なく辨濟するといふ證書を入れることある。此等各種の請負人は、其れが歐羅巴人であらうと、支那人であらうと、將又土人であらうとに論なく、得意先きに對してなせる貸付に對し全然責任を負はしめらるゝことになつてゐる。其れであるから、石油會社は此等の貸借より生ずる危険に對して絶対に安全である。

石油會社は、販賣請負人の爲めに貯藏の設備をなす。貯藏所へ送る品物の運賃は會社持である。會社は又、荷卸しに對する費用を配達する。或特別の場合には、會社は請負人が得意先きに品物を配達するに就て負ふた配達賃をも負擔することがある。貯藏所内に於て起つた漏損に對しては、請負人が責任がある。請負人は、會社で指定した價格で品物を得意先きに卸さねばならぬ。得意先きへの引渡しは原則としてはエクス・ウェア・ハウスといふ條件でなさるゝ。此處にいふ得意先きとは概して町や村の小賣商人を指す。彼等の賣値は決して會社に左右せらるゝものでない。彼等は彼等自身の値段で品物を賣る。併し、近來は競争が激甚であるから、此等の小商人は、卸賣の値段に荷受

賃を加へ、其れに少しの利益を見て品物を賣つてゐるといふ有様である。土人は彼等の必要に應じて此等の小商人から品物を買取る。

最近まで、石油會社は販路の擴張を圖る爲め、各地に方面委員といふやうなものを置いた。此等方面委員は、和蘭の會社の場合には和蘭人、亞米利加の會社の場合には亞米利加人である。而して補助役として支那人が付いてゐる。方面委員の任務とする所は、受持區域内に於ける商況其他一般經濟上の狀況を調査し、會社に建言し、請負販賣人たる支那人を援助し、會社の製品を受持區域内に割込ましむるに在る。

蘭印領内に於て製造せらるゝケロシン、ガソリンは、Metaline (箱入りとせず罐をひき出しにするの意)と稱する鉄力罐に入れて市場に出るか、世界の石油市場で標準の石油容器と認めらるゝ四角な五「ガロン」入りの罐に入れて配達せらるゝかである。最近年には二「ガロン」入りの九罐が、便利なるガソリンの容器として市場に紹介され、流行し出した。米國製のガソリン、ケロシンは、中に五「ガロン」入りの罐を二箇入れた松の木箱に入れて蘭領東印度に輸入せらるゝ。米國から輸入せらるゝ石油製品は、輸入港に於て中の罐と外の箱とに分ち、箱は港に留置き製品は罐の儘奥地に運搬せらるゝのが常例である、而して外の箱は中味とは別に販賣せらるゝ。是れは畢竟するに石油箱が各種商品の包装用として旺んに需要せらるゝのに由るものである。

空罐に對しても非常な需要がある。従て常に相當な値段で取引せられてゐる。但し、石油會社自らは空罐の取引などには關係しない。空罐を賣買してゐるのは支那人か土人である。空罐は鋳力板の代用品として土人用の品物を製造する爲めに利用せらるゝこともあり、時として其儘植物性油其他液狀物體の容器として利用せらるゝ。

蘭領東印度に於て石油製品の販賣を業とせる一米國會社(スタンダード)は、最近燈油の大量輸入をなす蘭領印度の部分に於て、石油罐の製造所と燈油の填充所とを建築した。

ロイヤル・ゲッチ系の會社で製造した製品の蘭領東印度に於て販賣せられてゐるものは、クラウン・ガソリン(Crown Gasoline)、クラウン燈油(Crown K.)、ライジング・サン燈油(Rising Sun K.)、キー燈油(Key K.)、爪哇・ディー・ビー・エム燈油である。右の中クラウンは上等品、ライジング・サン、キーは中等品、爪哇・ディー・ビー・エムは下等品である。

(ロ)減磨油。減磨油は、固形流動共に、ガソリン、ケロシンとは異なつた方法で取引せられてゐる會社は普通自動車又は其附屬品を取扱へる商人を特定のイベントとし、此等の者を通じて品物を自動車の所有主に賣込んでゐる。ガソリン、ケロシンの場合と異なる所は、ガソリンなどの場合に於ては、支那人等請負人は只其れを取次ぐに過ぎないのに反し、減磨油の場合には、自動車屋等が會社から是れを買取り、全く自分の計算に於て是を販賣するにゐる。即ち手数料本位の商買でない所に

相異の點がある。但し、彼等は取引する會社の品物のみを取扱ひ、會社の指定した價格で販賣することに同意せぬことはない。

製糖工場、精米所、其他の工場は、減磨油を販賣する製油會社の上得意である。従て此方面への賣込みに對しては競争がなかな々激烈である。茲に於て、製油會社は、機械油の使用方法に就て相當知識を有する者(大抵は和蘭人)を地方に派遣し、工場を訪問させ、例へば製糖會社に就て言へば、製糖期間内の注文を取て歩かせるが如きことをしてゐる。此等旅行販賣者の中には歩合で仕拂ひを受けてゐるものもあれば俸給と歩合兩つ乍ら貰つてゐるものもある。

多量に減磨油を必要とする汽車自動車會社に對する供給は、普通入札契約に依てなされる。而して最も低價で入札する者に落札するのが普通である。會社は、入札の場合、必要とする品物の品質數量を明示し、是れに對し封書を以て入札書を呈出せしむる。入札書の取扱方は大體米國に於けるものと相異はなす。

精糖工場、機械工場、鐵道會社等に供給せらるゝ減磨油は、固形流動物兩つ乍ら普通五「ガロン」入りの桶に入れて輸入せらるゝ。蘭領印度内に於て製造せらるゝものは、木製の桶に容れてあることもあれば鋼製の樽に入れてあることもある。自動車減磨油は、一「ガロン」入り位から五「ガロン」入り位までの容器に入れて取引せられ、固形減磨油の方は五〇封度入りの包みに詰めて販賣せられ

てゐる。

ロイヤル・ダッチ系の石油会社の工場で製造せらるゝ減磨油は、DPMなる名稱の下に販賣せられてゐる。DPMとは、ロイヤル・ダッチ・セル系の蘭領東印度内に於ける一手販賣人であるドルチェ石油会社(Dutchsche Petroleum Mij)の頭文字を取たものである。値段さへ安ければ、品質は悪くとも差支へないといふ需要者は別であるが、普通一般の需要者は米國製の減磨油を好むやうである。

一一 地方別に見たる石油製品市場

(イ)輸入製品市場。精製工場が、石油製品の大きな分配中心であることは前に述べた通りである。併し、精油工場の外に、分配中心として重要な位置を占めてゐる港市が多数にある。此等の港市を輸入數量の順位に依て排列すれば左の通りである。ブルルー・サムブー(前出)、バタビア、スーラバヤ、スマラン、マカッサル。

リオウ群島中の一で、英領新嘉坡から七哩以内の所に、サムブーといふ島がある。此處にバタビア石油会社は、大規模の貯蔵設備と分配の中心を持てゐる。マストラ島のパンカラン・プランダ

ン工場で餘つた石油製品は、此島に輸送せられ、消費地に向て轉送分配せらるゝ。

サムブー島は又、英領ボルネオ、波斯より輸入せらるゝケロシン、ベンチン、ガソリン、燃料油の貯蔵所である。六三、〇〇〇「バレル」の燃料油(汽船用)を貯蔵する能力ある設備が此島の中に在る。燃料油以外の製品を貯蔵する設備も無論其島に在る。リオ群島中の他の島なるブコム(Boekom)に、燃料油供給所の外、他の製品の貯蔵所がある。一九二一年サムブー島に輸入せられたる外國製石油製品は、ケロシン四、八〇〇、〇〇〇「ガロン」、大部分波斯から輸入せられたるもの、英領ボルネオから輸入せられたガソリン、ベンチン三、二〇〇、〇〇〇「ガロン」、大部分英領ボルネオから輸入せられた燃料油六、一〇〇、〇〇〇「ガロン」で、其外に減磨油、固形減磨油、ターペンタインの代用たるターバインが何れも少量づゝ輸入せられた。

爪哇の首都バタビアの、市の中心には石油の貯蔵所がない。貯蔵所は、市の中心から十哩程隔たり、バタビアの港であるタンジョン・ブリオーク(Tandjong Priok)に在る。タンジョン・ブリオークには、和蘭人米人石油会社のタンクと、包装せられた石油製品を貯蔵する設備とがある。一米人會社(スタンダード石油會社)は、ブリオークに石油罐の製造所と、製造した石油罐に輸入したケロシンを詰込む装置とを持てゐる。奥地への運搬は、或程度まで牛車で行はれてゐるが、大部分は國有鐵道を利用してゐる。バタビア(實際はタンジョン・ブリオークを意味す)は、爪哇に於けるケロシン、

減磨油(固形並に液状の)最大輸入移入港である。一九二二年中、バタビアに輸入せられた石油製品は、クロシンが三、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」、減磨油が約一、四〇〇、〇〇〇「ガロン」、固形減磨油が約一五、〇〇〇封度であつた。此外にも、他の石油製品が少量宛同年中輸入せられた。此等輸入品の殆んど全部は亞米利加から來たものである。

バタビアに亞々石油製品の大輸入港は、砂糖の輸出港として有名なるスーラバヤである。スーラバヤ港に於ては、過去數年間に、石油輸入部が完成した。スーラバヤの此部分では包装して輸入せられた石油製品でも、大量の儘輸入せられた製品でも、横付けにして陸揚げする設備がある。諸々の石油會社は、此新港に夫々場所を選定し、大量の儘石油製品を容れて置く宏大なるタンク設備と、箱入製品を貯藏して置く倉庫とを建設してゐる。一米國會社は、バタビアに於けると同じく石油罐の製造工場と填充装置とを持てゐる。爪哇内地への輸送は、主としてNISと稱する私設鐵道及び官有鐵道の貨車で行はるゝけれども、牛車、團平船などの如きものも、小市場への運送機關としては却て重寶がられてゐる場合がある。團平船は、海岸連ひに行はるゝ近距離の輸送、及びソロー河ブランタス河に於て使用せらるゝものである。一九二一年中、スーラバヤに輸入せられた石油製品の數量は、クロシンが一、二〇〇、〇〇〇「ガロン」、減磨油が一、五〇〇、〇〇〇「ガロン」、固形減磨油が四四二、〇〇〇封度である。此外ヴァセリン、蠟燭、アスファルトが各少量宛輸入せられた。

此處に挙げた輸入品の殆んど全部は亞米利加から來たものである。

中部爪哇の北岸にあるスマランも亦石油製品の重なる輸入移入港である。石油會社は何れも皆大規模の貯藏分配設備を此處に持てゐる。中部爪哇への賣込みは、大抵はスマランに於て行はるゝのであるが、NISは其れが爲め最も多く利用せられてゐる私設鐵道である。一九二一年中、該港に輸入せられた製品は、クロシンが一、三〇〇、〇〇〇「ガロン」、減磨油が二、四〇〇、〇〇〇「ガロン」、固形減磨油が二六八、〇〇〇「ガロン」、其他の製品が少量宛であつた。此等の輸入品は前同様殆んど米國から來たものである。

マカッサ(Makassar)は、セレベス島の主要港であつて、セレベス島の南部及び附近諸島に對する諸產品の輸入中心地である、此港には箱入石油製品に對しては大なる倉庫があるが、タンク設備がない。唯一つあるタンク設備は、ロイヤル・ダッチ石油會社が燃料油の貯油所として有するものに過ぎぬ。マカッサに於ける製品の分配は、附近少數の地點に對して行はるゝ牛車運搬の外、全部土人用船又は汽船を利用して行はるゝ。利用せらるゝ汽船はKPM汽船會社に屬するか、蘭印タンク船會社に屬するかである。一九二一年中マカッサに輸入せられた石油產品の數量は、クロシンが約一、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」、減磨油が二二、〇〇〇「ガロン」、固形減磨油が六四、〇〇〇封度である。外に少量のガソリン、ペンデンが同年中輸入せられた。

以上列記せるもの、如くに大量ではないが、石油製品の輸入分配所として輕視出来ないものに、スマトラ島のパダン(Padang)、シボルガ(Sibolga)、メダン(Medan)、サバン(Sabang)がある。此等の場所は何れも倉庫を持てゐる。加是、メダンとサバンにはタンク設備がある。其れはサバンが小規模の燃料油供給港であるからである。爪哇に於ける前記以外の重要輸入港は、北岸に於てはインドウラマユ(Indramajoe)、チェリボン(Ceribon)、テガル(Tegal)、ペカロンガン(Pekalongan)、パヌールアン(Paseroean)、パナルーカン(Panarukan)で、東岸に於てはバンユワンギ(Banjowangi)、南岸に於てはチラチャブ(Trilakap)である。此等の場所は倉庫を持てゐること勿論であるが、チラチャブの如きは、ドルチェ石油会社に屬する燈油用タンク設備と填充装置とを有てゐる。此等の地點より行はるゝ製品の運搬は主として鐵道に依る。バリ(Bali)島のブーレン(Boeleng)、セレベス島のメナド(Menado)、及びゴロンタロー(Gorontalo)、モルッカス群島中に在るターナテ(Ternate)、アムボイナ(Amboina)、バンダ・ネイラ(Banda Neira)、ボルネオのポンティアナ(Pontianak)、バンヂャルマシン(Bandjermasin)は稍々重要な輸移入分配の中心である。此等の地點よりの運送は、小型船か汽船に依る。

ロ輸出製品市場。一九一四年蘭領東印度は、二六五、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」の流動石油製品と、二七、〇〇〇、〇〇〇封度の固形製品(兩方の總價格五五、〇〇〇、〇〇〇弗)を輸出した。吾人の求め得

る最近の計數たる一九二一年に關する政府の統計に依れば、製品の輸出額は漸次増加し、該年には四七三、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」の流動製品と一〇一、〇〇〇、〇〇〇封度の固形製品(兩方の總價格九〇、〇〇〇、〇〇〇)弗を輸出した。

蘭領東印度に於ける最も重なる輸出分配市場は、ロイヤル・ダッチ系の精製工場なるバクババン、パンカラン・プランダン(パンカラン・スースー)、バレムバンである。次に重要なるは、タラカン油田の原油、燃料油を輸出するタンヂョン・セイロール(Tanjong Selor)、パンカラン・プランダン製油工場に於ける過剩製品を貯藏輸出する新嘉坡附近のサムプー島である。分量の點よりいふと、タンヂョン・セイロールは、一九二一年には、蘭領東印度の何れの港よりも多量の石油製品を輸出した。即ち、該年同港から輸出せられた原油燃料油の高は合計一七〇、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」に達した。其中約半數は、兼て蘭領東印度から此種石油を多量に買収する日本に仕向けられたものである。新嘉坡香港へも多量の石油がタンヂョン・セイロールから輸出せられた。

一九二一年中、バクババンは、一三八、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」の流動製品と、九〇、〇〇〇、〇〇〇封度の固形製品とを海外に輸出した。輸出ケロシンの中、二三、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」は、海峽植民地の各部分並に支那に再移出再輸出せられんが爲め新嘉坡に輸出せられた。バクババン製ガソリン、ベンヂンの最大得意は新嘉坡とジブラルターである。即ち、右の年には五三、〇〇〇、〇〇〇

「ガロン」のペンデン、ガソリンが同方面に輸出せられた。バリクババンの燃料油（五九、〇〇〇、〇〇〇）「ガロン」の重なる仕向地を輸出額の順位に列記すれば、新嘉坡、英領印度、蘇士、香港である。ボルネオの此精油工場で製造せられた減磨油の中、二、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」弱は、再分配再輸出の爲め新嘉坡に輸出せられた。爪哇チェブー工場で出来る少量の製品を除外するときは、蘭領東印度から輸出せらるゝパラフィンと蠟燭の全部は、バリクババンに於て製造せらるゝといふも過言でない。即ち、一九二一年に於ける此等製品の輸出額は、パラフィンが四二、〇〇〇、〇〇〇封度、蠟燭が八、六〇〇、〇〇〇封度であつた。バリクババン製蠟燭の最大買手は支那である。輸出パラフィンの全部は、殆んど等分に日本、支那、米國に分配せられてゐる。

一九二一年には、新嘉坡沖に於ける和蘭の石油製品貯蔵所たるサムゾー島は、輸出品の數量からいふと、蘭領東印度で第三位を占めた。此島から外國に向て輸出せられた石油製品の數量はケロシンが三〇、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」、ペンデン、ガソリンが四六、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」、燃料油が四、七〇〇、〇〇〇「ガロン」、減磨油が四、七〇〇、〇〇〇「ガロン」、固形減磨油が三三三、〇〇〇封度、蠟燭が一八〇、〇〇〇封度、アスファルトが二二五噸であつた。此等輸出品の大部分は、數々記載した通り、スマトラ島のバンカラン・ブランダンの工場で出来、貯蔵分配輸出の爲めに此島で保存せられたものである。

一九二一年中バレムバンは、石油製品の輸出港としては、蘭領東印度に於ては第三位を占めた。バレムバンにある製油工場（二）は、同年中次記の如き數量の石油製品を外國に輸出した。ケロシン二二、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」、ペンデンとガソリン三八、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」、燃料油二、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」、減磨油六六〇、〇〇〇「ガロン」、固形減磨油三八九、〇〇〇封度、アスファルト六三四噸。バレムバンのケロシンは、重に亞細亞諸國に仕向けらるゝ。中に就き最も大なるバレムバン・ケロシンの得意先は、支那と海峽植民地とである。バレムバンのガソリンは、品質頗る良好なるが爲め歐洲諸國に於て大なる需要あり。

バンカラン・ブランダンの石油工場はケロシン、ペンデン、ガソリン、燃料油をのみ輸出する。一九二一年の輸出額はケロシンが一〇、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」、ペンデンとガソリンが五、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」、燃料油が二、〇〇〇、〇〇〇「ガロン」である。

蘭領東印度から輸出せらるゝ石油製品は、總て輸出税を課せらるゝ。輸出品は、課税の必要上二種類に分たれてゐる。(イ)ケロシン。(イ)及(ロ)の項目内に擧げてない石油製品。是れに對しては、一千基瓦に就て七盾五十仙の輸出税が課せらるゝ。(ロ)燃料油、残滓、輕油、Filter press oil, 減磨油、固形減磨油、バッチング油、ピッチ、液状パラフィン(Wax oil)。是れに對しては、一千基瓦に就て一盾五十仙の輸出税が課せらるゝ。

石油製品の數量を計算するには次の計算法に依る。ガソリンの場合は、華氏六十度ボーメ六十一度のガソリン三七・九箱(一箱の容量五「ガロン」入りの罐二箇)を以て一メトリク噸(二、二〇四六封度)とする。ケロシンの場合は、一箱(五ガロン入りの罐二箇)の正味を六十五封度とす。減磨油の場合は七・五封度を「アメリカン・ガロン」とし、一メトリク噸(二、二〇四、六噸)は二九四「ガロン」に相當するものとす。

石油會社、殊にロイヤル・ダッチ石油會社は、石油製品に對する輸出税は、石油會社に過重の負擔を加へ、蘭領東印度に於ける石油工業を壓迫するものであるとして、其れが輕減及び撤廢を主張した。併し、蘭領政府に取ては、石油に對する輸出税は重要なる財源であつて、是れを撤廢することは到底不可能であるから、石油製品の精製に對して課税したらばどうかか、或は又石油製品以外の輸出品に對して課税したらばどうかか、石油輸出税撤廢の方法として色々の案が出されたが今日まで解決の曙光を見ない。

追補の一。一九二二年に於ける蘭印石油製品貿易

右に譯述したクーム氏の論文には、一九二一年に於ける事實が擧げられてゐない。然るに米國商務省は、最近一九二二年に於て行はれた蘭印石油製品取引の狀況を公表した。依て参考の爲め、右商務省の報告を翻譯し、クーム氏の論文の追補とする(譯者)。

一 石油製品の輸出

一九二二年中蘭領東印度で行はれた石油貿易に就て最近數字を入手した。此等の數字に現はれた一九二二年に於ける蘭印石油貿易の特色は、(一)該年に於ける原油、燃料油、ガソリンの輸出額が前年に比して大に増加してゐること、(二)諸製品、就中原油と燃料油をば日本が旺んに購入したこと、(三)蘭領東印度の精製工場に於て製造せらるゝガソリンが、漸次多量に歐羅巴、濠太利、新西蘭等に輸出せられたことにあると言へる。蘭領東印度に於ける石油製品の最大輸出地は、タラカン島に於けるタンジョン・セイロール、新嘉坡の沖合にあるサムブー島、バリクババン、バレムバン・バンカラン・ブランダンである。

次に掲ぐる所は、一九二三年中蘭領東印度から輸出せられた石油製品を數量別、主要仕向先別にし

追補の一。一九二二年に於ける蘭印石油製品貿易

一 石油製品の輸出

是れを一九一四年、一九二〇年、一九二一年に於けるものと比較したものである。単位「リットル」及び基瓦、「リットル」は〇・二六四「ガロン」一基瓦は二・二〇四封度、減磨油一基瓦は〇・三二一「ガロン」である。

製品名 主要仕向先名	一九一四年	一九二〇年	一九二一年	一九二二年
	リットル	リットル	リットル	リットル
原油				
新嘉坡		六九七、〇〇七、七八七	六四四、三七五、七〇九	六七三、四四三、二〇三
英領印度		一七六、〇七八、六七二	一〇〇、九七四、八七六	七〇、四一八、一三〇
香港支那		一、二八〇、四四九、九六	三、六七八、四四九、二	二、九六七、一四八、四
日本		一〇七、三三〇、〇五五	八、六〇二、二六九、六	五、八五二、二七七、五
日 本		八〇、九三三、六九五	三、一八三、七二四、七	四、四五一、五八九、六〇
燃料油				
新嘉坡	二、〇三三、七八七、三二	二、六八四、六六七、一	二、六八五、八四三、七九	三、七〇二、二一九、九
英領印度	八、二三六、四九三、五	四、七一一、五八八、三三八	六、一八八、二七六、〇	一、〇〇八、九〇二、八
香港支那	一、八八九、六六三、三	四、〇三九、七二九、五	三、三三九、八九三、三八	一、九、五五〇、八三三
日本	七、〇〇二、五七三、二	八、二八三、三七二、一	二、八八〇、八五九、七	三、七一一〇、三三〇
日 本			一、八八九、四九〇	四、一七八、八八三
マンゲンミガソリン	三、一五四、四七三、七三	四、八九七、三〇八、二八	五、三八七、三三九、〇五	六、三三二、六九三、三三
シブラルター	九、〇三三、三三五	一、四七九、八一、六五六	一、九八九、八八、六三八	二、四二二、〇二〇、一一
新嘉坡	九、九八八、七四二	一、六七四、一三九、三	一、七二七、三三、七〇	一、九八二、三〇三、八二

一 石油製品の輸出

製品名 主要仕向先名	一九一四年	一九二〇年	一九二一年	一九二二年
	リットル	リットル	リットル	リットル
日 本	二、三三四、七九、六	二、〇三三、七三、八	一、五三三、六、九	一、二七三、七三、三
濠洲及新西蘭	五、一七二、〇〇、六九二	五、四二二、九三、三	三、九二八、五二、九	一、〇〇、〇四、一〇
燈油(ケロシン)	四、六五五、四九、四	三、五三三、九三、〇、八二	三、三三三、四四、四、四	二、四三三、〇〇、一、六
新嘉坡	二、二七〇、〇五、七一一	七、三三三、〇〇、〇	七、七一一、六四、四、三	八、九三二、九八、六
英領印度	一、一五六、八三、四三三	一、九四〇、〇〇、八二五	二、八八九、五〇、四	一、五三三、四〇、二
香港支那	一、三三三、〇九、七〇六	一、四一六、〇七、三一一	一、三三三、三三、〇三二	四、八五九、八、八五
日 本	一、〇一七、七六、八二二	二、五四七、七六、七三	三、五三三、三三、二	三、三三三、三三、二
濠洲及新西蘭	八、八九六、九五、五	一、一九四、一三、六七	一、三三三、九八、七	一、五一一、九八、一
ターペンタイン(ターパイン?)	七、九三三、三三、〇〇〇	六、五三三、三三、〇	三、〇三三、三三、〇	三、三三三、三三、〇
新嘉坡	六、六六六、六六六、〇〇〇	三、三三三、三三三、三三三	九、〇九〇、九〇九、〇	四、八八八、八八八、〇
日 本	五、五五五、五五五、〇〇〇	一、二二二、二二二、二二二	七、七七七、七七七、七	九、九九九、九九九、九
減磨油	一、六七四、七〇、三三三	一、六七四、七〇、三三三	一、六七四、七〇、三三三	一、六七四、七〇、三三三
新嘉坡	三、四四四、四四四、四	一、八八八、八八八、八	七、九三三、三三三、三	八、八八八、八八八、八
英領印度	一、〇一〇、九〇、〇〇〇	一、〇一〇、九〇、〇〇〇	一、〇一〇、九〇、〇〇〇	一、〇一〇、九〇、〇〇〇
香港支那	五、五五五、五五五、五	一、〇一〇、九〇、〇〇〇	八、八八八、八八八、八	一、一三三、三三三、三
固形減磨油	一、一三三、三三三、三	一、一三三、三三三、三	一、一三三、三三三、三	一、一三三、三三三、三
新嘉坡	一、一三三、三三三、三	一、一三三、三三三、三	一、一三三、三三三、三	一、一三三、三三三、三
グアセリン	一、一三三、三三三、三	一、一三三、三三三、三	一、一三三、三三三、三	一、一三三、三三三、三

二 日本は蘭印産原油の大顧客

英領南亞弗利加	ハラフィン	米 國	香港 支 那	日 本	濠洲及新西蘭	蠟 燭	香 港 支 那	グアックライト	濠 洲	アスファルト	新 嘉 坡	其他の製品	新 嘉 坡	英領 印 度
1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000	1,800,000	1,900,000	2,000,000	2,100,000	2,200,000	2,300,000	2,400,000
1,500,000	1,600,000	1,700,000	1,800,000	1,900,000	2,000,000	2,100,000	2,200,000	2,300,000	2,400,000	2,500,000	2,600,000	2,700,000	2,800,000	2,900,000
3,000,000	3,100,000	3,200,000	3,300,000	3,400,000	3,500,000	3,600,000	3,700,000	3,800,000	3,900,000	4,000,000	4,100,000	4,200,000	4,300,000	4,400,000
4,000,000	4,100,000	4,200,000	4,300,000	4,400,000	4,500,000	4,600,000	4,700,000	4,800,000	4,900,000	5,000,000	5,100,000	5,200,000	5,300,000	5,400,000
5,000,000	5,100,000	5,200,000	5,300,000	5,400,000	5,500,000	5,600,000	5,700,000	5,800,000	5,900,000	6,000,000	6,100,000	6,200,000	6,300,000	6,400,000
6,000,000	6,100,000	6,200,000	6,300,000	6,400,000	6,500,000	6,600,000	6,700,000	6,800,000	6,900,000	7,000,000	7,100,000	7,200,000	7,300,000	7,400,000
7,000,000	7,100,000	7,200,000	7,300,000	7,400,000	7,500,000	7,600,000	7,700,000	7,800,000	7,900,000	8,000,000	8,100,000	8,200,000	8,300,000	8,400,000
8,000,000	8,100,000	8,200,000	8,300,000	8,400,000	8,500,000	8,600,000	8,700,000	8,800,000	8,900,000	9,000,000	9,100,000	9,200,000	9,300,000	9,400,000
9,000,000	9,100,000	9,200,000	9,300,000	9,400,000	9,500,000	9,600,000	9,700,000	9,800,000	9,900,000	10,000,000	10,100,000	10,200,000	10,300,000	10,400,000

二 日本は蘭印産原油の大顧客

最近数年間の數字を通覽すると、日本は蘭領東印度石油製品、殊に原油の重要な買手であるこ

とが分る。此事實は日本に於ける石油會社の政策と能く符合する。日本の石油會社は、非常な増加率を以て蘭領東印度及米國より原油を買込み、日本に於て精製してゐる。日本は、原油の輸入を益々増加し、自國に於て是れを精製に附してゐるから、其れが蘭領東印度よりせらるゝガソリン、ケロシンの輸入量に影響し、此等製品の輸入は漸次減退してゐる。其れは蘭領東印度の輸出統計を見れば直ちに分ることである。

一九二二年に於て、原油燃料油の輸出額が、一九二一年に比較して著しく増加してゐるのは、語を換へて言へば、一九二二年に於ける原油の輸出額が前年に比較して一〇・五「バセント」、燃料油の輸出額が前年に比較して一四「バセント」増加してゐるのは、一九二二年に於ては貯藏品をも輸出したことを物語るものである。何となれば、蘭領東印度に於ける油田の産額は、一九二二年は前年に比し僅かに一「バセント」多かつたに過ぎないからである。

三 諸工場に於ける精製法の改良

蘭領ボルネオ及スマトラに於て生産せらるゝガソリンの歐羅巴、濠洲、新西蘭に對する輸出額が逐年増加の趨勢にあるのは、一には此等世界の部分に於ける歐羅巴系の人間が自動車燃料を多く要求するに至つたこと、又一にはロイヤル・ダッチ・セル系會社の販賣組織が著しく改善せられたことに

三 諸工場に於ける精製法の改良

四 石油製品の輸入

依るものである。輸出品としてのガソリンの分量が漸次増加してゐるのは、主として精製法が改良せられたことに原因するものである。今日應用せられてゐる蒸餾法は、原油をしてガソリンの如き輕量蒸餾物を多量に産せしめ、ケロシンの分量を少からしむる。此消息は、一九二二年に於けるケロシンの輸出額を一瞥すれば分る。即ち同年に於けるケロシンの輸出額は、一九一四年の約二分の一、一九二一年より少なきこと一九二一年の約四分の一であつた。

四 石油製品の輸入

ケロシンは別であるが、一九二二年中蘭領東印度に輸入せられたケロシン以外の石油製品の數量は、先づ大體に於て同地に於ける實際の需要消化力と一致したと言へるであらう。一九二一年中蘭領東印度に輸入せられた石油精製品の數量は、遙かに實際の需要を超過してゐた。其れば爲め年末には多量の持越しとなつた。一九二二年に於ける輸入額が著しく減退したのは是れが爲めである。次の表は、一九一四年、一九二〇年、一九二二年、一九二二年中輸入せられた石油製品を原産地と、數量とに依て示せるものである。

製品名	原産地名	一九一四年	一九二〇年	一九二二年	一九二二年
原油	英領ボルネオ	1,770,000	3,770,000	6,100,000	1,370,000
	英領印度	1,000,000	3,700,000	2,270,000	1,170,000
燃料油	英領ボルネオ	7,070,000	8,350,000	13,110,000	10,970,000
	波蘭	2,270,000	7,540,000	17,970,000	3,570,000
	英領ボルネオ	2,190,000	7,400,000	13,930,000	3,520,000
	ペンザンガソリン	2,190,000	7,400,000	13,930,000	3,520,000
	英領ボルネオ	2,190,000	7,400,000	13,930,000	3,520,000
燈油(ケロシン)	英領ボルネオ	3,210,000	4,150,000	5,710,000	1,830,000
	英領ボルネオ	3,210,000	4,150,000	5,710,000	1,830,000
	蘇士(※)	3,210,000	4,150,000	5,710,000	1,830,000
	埃及	3,210,000	4,150,000	5,710,000	1,830,000
	波斯	3,210,000	4,150,000	5,710,000	1,830,000
	露西亞	3,210,000	4,150,000	5,710,000	1,830,000
ターパイン	英領ボルネオ	7,360,000	8,940,000	10,290,000	4,800,000
減磨油	英領ボルネオ	4,330,000	4,840,000	5,280,000	5,630,000
米	英領ボルネオ	4,330,000	4,840,000	5,280,000	5,630,000
固形減磨油	英領ボルネオ	1,770,000	1,770,000	3,980,000	1,170,000
米	英領ボルネオ	1,770,000	1,770,000	3,980,000	1,170,000

四 石油製品の輸入

四 石油製品の輸入

輸入品名	1921年	1922年	1923年	1924年
グアセリン	1,000	1,100	1,200	1,300
米	10,000	11,000	12,000	13,000
和	10,000	11,000	12,000	13,000
パラフィン	10,000	11,000	12,000	13,000
蠟燭	10,000	11,000	12,000	13,000
新嘉坡	10,000	11,000	12,000	13,000
和蘭	10,000	11,000	12,000	13,000
グアタライト	10,000	11,000	12,000	13,000
ビツチ	10,000	11,000	12,000	13,000
漆	10,000	11,000	12,000	13,000
アスファルト	10,000	11,000	12,000	13,000
米	10,000	11,000	12,000	13,000
英領印度	10,000	11,000	12,000	13,000
英	10,000	11,000	12,000	13,000
他の製品	10,000	11,000	12,000	13,000
米	10,000	11,000	12,000	13,000

※當の原産地は羅馬尼又は露西亞で、蘇士で積替へられたものであらう。

五 輸入表の説明

蘭領東印度に於ける精製工場に持込された外國産原油は、既に一九二一年に於て非常に少量であつた。それが一九二二年には更に減少してゐる。是れは次の如き事情に基いてゐる。蘭領印度の精製工場に於て用ひらるゝ外國産原油は、英領ボルネオの油田から輸入せられた。然るに、最近サラワク、ルトン(Litong)の工場に於ける精製能力が著しく増加したゝめ原油を蘭領印度に輸出して精製を仰ぐ必要がなくなつたのである。

一九二二年に於て輸入せられたガソリンの數量は、其前年に於て輸入せられたものに比して尠なかつた。併し、一九二一年に於けるガソリンの輸入量は、異常に多かつたから、此兩者を比較して多寡を論ずることは出來ない。

ケロシンの輸入額に就て吾人の注意せざるを得ざるは、英領ボルネオ、蘇士(羅馬尼、露西亞産石油の積換地點)、波期、露西亞から輸入された數量が著しく増加してゐることである。此等の國には、今日ロイヤル・ダッチ石油會社に對し重要な度を増せる供給地である。此等の事實は、米國製ケロシンに對する需要の減少を説明する。併し、是れは一時的の現象であつて憂慮する必要はない。何となれば、一九二三年に於て蘭領東印度に輸入せられたケロシンの數量は一九二二年の約二倍であつたからである。

五 輸入表の説明

追補の二。サラワク王國の油田

左の一篇は、ティ・シー・コクラン氏 (Hon. T. G. Cochrane, D.S.O.※) の Royal Society of Arts の會合に於て朗讀せる論文の要旨として本年四月の遠東時報に現はれたものである。兎角秘密にせられてゐるサラワク油田の過去現状は、此論文に依て餘程明かにせられてゐるやうに思はれる。即ち、譯述して石油問題に興味を有する人の參考に供する。

※ D.S.O. は Distinguished Service Order の略字で英國勳章名。

一 石油産地としてのサラワクの地位

一九二三年に於けるサラワクの石油産出額は、五六〇、〇〇〇噸である。是れを石油産地として世界的に有名なるカリフォルニア墨西哥等に比較すると物の數でもないが、サラワクの石油は英帝國領土の一部に産出せらるゝといふ意味に於て、吾人に取て特別の意義を有する。一九一八年サラワクに於て産出せられた石油の數量は、八〇、〇〇〇噸で、英帝國内に於ては、石油産地として第五位に頗る見すばらしき五位一を占めたに過ぎなかつたけれども、今日サラワクは英帝國内に於ける石油産地としては、第二位一意張つても善い二位一を占めてゐるのである。第一位は勿論緬甸に於ける油田の占むる所である。併し是れは當然の結果と言はねばならぬ。何となれば、サラワクの油田は、最近著手せられたのに反し、緬甸に於けるものは頗る古い歴史を持つてゐる。

二 サラワク油田發見の由來

最初ミリ (Mir) 村のあつた場所から少しく奥に這入つた所に、種々の程度に於て滲出を見せてゐる一脈の地區がある。同地に棲む所謂ミリ馬來人は、極めて原始的な方法で、此地區に於て採油を行つてゐた。彼等は即ち石油の滲出してゐる地區に深さ約三呎位の穴を掘つた。併し、元來此地區は濕潤なる場所にある爲め、石油と共に水が湧出で、油分は上に浮上つた。土人等は瓢箪又は椰子の果殻を持來り、注意して石油の部分を取り、集めて是れをラムプ一極めて原始なる一に使用し、家の燈明としたのである。彼等の所謂ラムプは、小さな鉄力罐なることあり、瓢箪の斷片なることあり、硝子罐なることあり、素より一様ではない。彼等は、其中に綿布其他の布片を浸して燈心としてゐた。石油滲出區には、蒸發酸化の結果としてアスファルト又は瀝青質の殘滓が發見せらるゝ。土人等は、是をば、石油坑内に於て生ずる穴埋め等に使用した。

三 近代的石油採取の開始

一九〇九年の八月から十二月に掛けて、ドクトル・エルブ (Dr. Elv) は、サラワクの北方に於て偵察的研究旅行をなした。行程約四五百哩である。旅行の結果、ドクトル・エルブは前記ミリに於て、

二 サラワク油田發見の由來

大體圓天井の形をしてゐるが、東の側面が急傾斜をなしてゐる爲めに、稍々シムメトリーを失つた一の脊斜があること、而して其處には多く石油の形跡があることを報告した。茲に於てアングロサクソン石油會社(Anglo-Saxon Petroleum Company)は、サラソク王(故サー・チャールズ・ブルクBrooke, G. C. M. G. ※)に對しサラソクに於ける油田の開發に關する權利を下附することを願つた、サー・チャールズは、兎角する中、サラソク政府に對しても會社側に對しても満足なる條件の下に採油權を下附することゝした。ドクトル・エルブは、一九一〇年二月再びミリに歸り、前記の區域に對し再調査を行ひ、第一著手として掘下ぐべき油井の位置を定めた。同年三月マカルビン氏(McAlpine)は、ミリに赴き掘井を監督することゝなつた。マカルビン氏は今尚ほミリに住んでゐる。

※ G.C.M.G., Lt. Grad. Cross of St. Michael and St. George の略字にして英國勳章の名。

其當時(一九一〇年)ミリに於ては、餘分な住宅がなかつた。其れで、總ての人々が先づ油田に於ける支那人勞働者の爲めに苦力小屋を建てることに努力した。馬來人勞働者に對しては、當時有合せの土人家屋を振向くることゝした。此草創の時に於て企業者が一面土着人民より、他面サラソクの政府より出來得る限りの好遇と奨励と援助とを得たことは、彼等に取て非常の幸福であつた。創業者等は、英國人の穿孔技術者であるサウター(Mr. Souter)氏をして、蘭領ボルネオ東南岸に於けるクタイ地方より Miffirons、汽機、汽罐、穿孔用具をミリに持來らしめた。其れは五月初旬のこと

である。最初の油井の位置は、ミリの上陸地點より約一哩の距離に在り、且つ水面上二六〇呎の高度にある地點に定められた。丸太を下敷にし、綱を以て右の位置にまで汽罐を曳行するのに入十人の人手を必要とした。穿孔は、其年の八月十日に開始せられた。當時應用せられた穿孔法は、蘭領東印度に於て成功を見たる鐵桿針金式ワイヤ・エンパ・ポイント・システムであつた。穿孔を開始してより丁度二月目、即ち十月十日に、四七呎の深度に達したとき一日四噸の混水せざる石油を掘出すことが出來た。創業者等は、更に作業を進め油井をば五一〇呎の深さにまで進めた。而して一日十二噸を收穫することを得た。此第一油井に於ける成功は、原油の貯藏に關し、適當なる方法が見付かるまで、一時井戸を閉鎖し産油を中止することを必要としたこと勿論である。第二油井の開掘が一九一一年四月中開始せられ、其年の九月にはミリ油田の最初の總支配たるべきウキンダム・ジョーンズ氏(Mr. H. Wynlliam-Jones)が來た。而して油田に於ける一切の作業を監督した。彼は一九二〇年までミリに止まり、同年後繼者ベンヂャミン氏(Major E. V. Benjamin)に事業を引繼いだ。引繼いだ時に於ける事業は、其内容に於て其外形に於て、ウキンダム・ジョーンズ氏が九年前總支配人の位置に就ける時に於けるものとは、素より同日の談ではなかつた。一九一一年十月には、四、五〇〇噸を貯藏するに足る鋼製の一タンクが完成した。同年に於ける石油の生産額は二六〇噸であつた。一九一三年四月十八日に、會社は二艘のライターに石油を積んでミリ河を曳下せしめた。是れサラソクの石油が輸出せられた嚆矢であ

四 歐洲戰爭に依れる事業の頓挫

る。其後タンク船を産油所に近きミリ河の部分に持來り、浮タンクとし直接積荷をして見ることに就て實驗がなされた。併し、此實驗の結果は面白いものとは謂はれなかつた。何となれば天候の様様に依ては、タンク船は岸に横付け出來ず、沖積の場合と同じく、依然ライターを必要としたからである。一九一四年中會社は更に生産力ある油井を開掘することに成功した。

四 歐洲戰爭に依れる事業の頓挫

何人も想像し得る通り、一九一五年の始め、否、其れ處ではない、一九一九年の終りに至るまでミリに於ける事業は、人員と材料の缺乏から各方面とも非常なる打撃を受けた。人員と材料の缺乏もさることながら、貯藏設備と船腹の缺乏は、更に大なる頓挫を事業の上に齎した。異常なる事變にしては異常なる方法を講せばならぬ。油田としては、輕量蒸餾物例へばベンゼンを生産しない譯には行かない。併し、此等蒸餾物は戰爭には必要がない。加是、ミリに於ける貧弱なる貯藏設備は、戰爭に必要な原油と燃料油との爲めに利用せられねばならぬ。茲に於て乎、次の如き非常手段が講せらるゝに至つた。尤も自動車が今日の如く流行しない當時に於ては、各種石油製品の製造に従事せる會社は、ベンゼンは、精製工場に於ては寧ろ危険なる産物であるとして大量の儘焼き盡したものであつた。ミリに於てはベンゼンの要素を燃して棄てる様なことはしなかつた。創造力に富める

當時の會社の理事長は、サラソクに於ける石油工場に命じ、地方より噴出するベンゼンを唧筒仕掛けにて地下に逆轉せしむることとした。斯くて約三〇、〇〇〇噸の輕量蒸餾物が地下に戻された。逆流した時の唧筒の壓力は、往々にして一時平方に對し一〇〇封度に上つたこともあるといふ。然るに貯藏力と船舶の輸送能力が恢復した一九一九年に於て、經營者がベンゼンを逆流せしめた油井に對し汲出しを開始したるに、前に逆戻した三〇、〇〇〇噸の中約一四、〇〇〇噸は物になつて歸つて來たといふ欣ぶべき結果を見た。

五 鐵管裝置の改善

一九一五年の終り頃には、海底に敷設した六吋管が殆んど危険に瀕した。茲に於て、經營者は八吋の導管(多分鐵管—譯者)を敷設することに決定した。此八吋管は、一九一六年九月に於て見事に敷設を了した。導管の延長は一、七五〇呎で、低潮時に於ける管端の深さは二八呎である。導管は、今日尙ほ使用せられてゐるばかりでなく、一九一六年後には更に三本の新しい導管が敷設せられた。

六 最近數年に於ける産額の増加

船積の關係からいふも、油庫の側近にあることを必要とする點より見るも、ミリに於ける精製工場

五 鐵管裝置の改善 六 最近數年に於ける産額の増加

を早晚ルトン(Lutong)に移さねばならぬといふことは動かさない事實であつた。斯くて工場はルトンに移され、一九一九年七月にはルトンに於て運轉を開始することゝなつた。

一九一九年、一九二〇年、一九二一年といふ三箇年間、經營者は以前築上げた工場の基礎を益々鞏固にすると共に、一九二二年に於て見るが如き大增産の準備として人員と材料とを整へることに全力を注いだ。此の如き努力の結果として、一九一九年に於ける原油の産額は前年に比し一三、〇〇〇噸の増加であり、一九二〇年は、其前年に比し六〇、〇〇〇噸、一九二一年は其前年に比し五八、〇〇〇噸の増産であつたのに對し、一九二二年に於ては實に二〇四、〇〇〇噸の増加を來し、其前年即ち一九二一年の産額の二倍以上に達したのである。一九二三年には又々産額の上に非常の増加があり、一九二二年に比し一五〇、〇〇〇噸の増加を見た。

最初の著手した油田の南方に於て最近試掘をなした所良好なる結果を得た。即ち、二、〇〇〇呎以上掘下げた所、油田の他の部分に於ては見られない程多量の輕量蒸溜物の要素を持つてゐる原油が多量に出て來た。此試掘の結果に依て見れば、油層は其方面に擴延してゐるものと見える。プヂェト(Puho)に於ては、淺い油田が発見せらるゝ。此處に開掘せられた油井は、深さ僅に三〇〇乃至四〇〇呎で、攝氏二〇〇度以下では決して沸騰しない要素よりなる自然的燃料油が生産せらるゝ。此油田の原油は直接燃料油タンクに唧筒で送られてゐる。此の如くであるから、ルトンに於ける設備が例

へば明日破壊せらるゝとも、海軍用其他の用向の爲めに使用せらるゝ或數量の燃料油はミリ方面で得らるゝことになつてゐる。

ルトンに於ける精製工場は、目下トラムブル式蒸餾装置二組を以て製油に従事してゐる。現今に於ては二組合して一日二十四時間約一、五〇〇噸の消化力を持つてゐる。第三のトラムブル式蒸餾装置は目下建設中である。夜分油田方面に於ける石油瓦斯の使用が減退した時分には、工場方面に對する瓦斯の供給は充分であるから、夜分には燃料油を使用することなく、瓦斯を用ひて工場を運轉してゐる。

※此處原文の意味明かならず。

七 ルトンに於ける船積装置

ルトンに於て船積の爲めに使用せられてゐる導管の装置は、世界に於て最長のものである。近時各國に使用せられてゐるタンク船は、何れも大型である。従て吃水も甚だ深い。低潮時に於てすら少くとも三十五呎の深度がなければ、安全に此等のタンク船を寄付けることが出來ない。會社に於て測量した所に依ると、低潮時三十五呎の深さを有する海の部分は、陸地を距ること約一四、五〇〇呎(二哩四分の三)の所に於てしか見出されない。これルトンに於ける導管が非常に長くなつた所以である。

導管の敷設準備には非常の手数を要した。元來敷設其物は決して面倒なものでない。一時間以内で出来る。併し、敷設其物を斯く容易ならしむるために頗る面倒なる準備が必要である。即ち、導管(鐵管?—譯者)其物、導管を滑らせ、且つ取付けて動かないやうにする装置(Kimwayと稱する)には數箇月の日子を必要とする。此等の準備装置に行違ひあらんか、導管の敷設は絶対に不可能となる。以て準備作業の大切なる所以が察せらるゝ。

導管の敷設は大體次のやうな方法で行はれた。先づ長さ六、〇〇〇呎の大索が陸上に準備してある導管の末端に結付けられた。此索の端は導管を曳行敷設すべき曳船及びタンク船が接近し得る地點まで小蒸汽船傳馬船に依り持行かれ、其處で曳船及タンク船に渡された。タンク船曳船は、其綱を受取り、且つ陸上よりの合圖を待ちて徐々浮標に依り印付けられてゐる走路の上を沖合に向て進行した。其速度は三、一七「ノット」であつた。導管が完全に敷設し了られた時に、陸上から「止め」の信號が與へられ、茲に一四、五〇〇呎の延長を有する鐵管が美事に敷設せられたのである。海の側に於ける鐵管の端には、長さ二十呎口徑八吋にして自由に撓曲し得る管が六本繋いで取付けられた。これは、船積を容易ならしめんが爲めである。導管の延長が前述の如く頗る長く、且つ風向の模様によつて頗る困難なる位置にあるに拘はらず、導管に依れる船積は、今日まで全く完全に行はれた。即ち昨一九二三年には、一一五艘の船が或は燃料油として積取りをなし、或は單に荷物として積取りをなせ

るに拘はらず、導管あるが爲めに船積が特に遅延したとか、災難が起つたといふやうなことは一回もなかつた。

八 ミリの發達

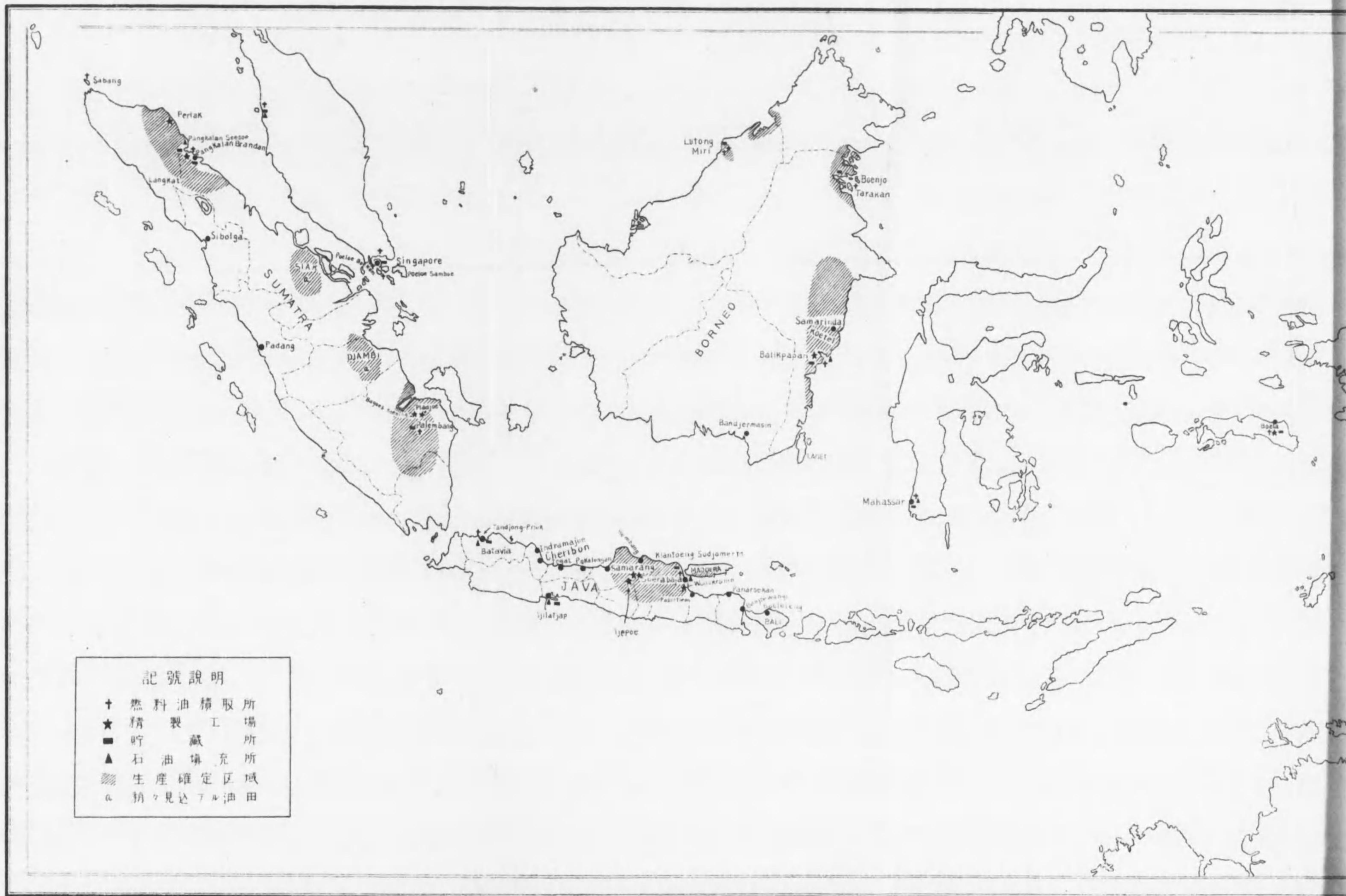
近年の産額に關する余の所述よりして、現今少からざる數の歐羅巴人、亞細亞人が油井又は精製工場の幹部又は使用人としてミリに棲んでゐることが察せらるゝであらう。一九二三年末、ミリには一三三人の歐洲人會社關係者と、四二人の歐洲人婦人と彼等の子供等とがゐた。同じ時期に、稍々高級に屬する一九〇名の亞細亞人職員と三二五二名の亞細亞人労働者とがゐた。ミリは最早昔しの土人部落ではない。今日では自動車道路、鐵道、電燈、歐洲人亞細亞人高級職員の爲めの俱樂部、ソーダ水工場、製氷工場、牛乳、鶏卵、牛肉、山羊肉其他の畜産品を産する農場、倫敦の郵便局では到底見られない新式の電話交換臺、活動寫眞館、歐羅巴人學校、亞細亞人學校、基督教會、ゴルフリンク、クリケット、ベースボール、フットボールのグラウンド等がある。會社は、製油工場の外にバラム河(Baram)の支流なるバコン(Bakong)河畔に於て大規模の製材工場を運轉し、家屋建築穿孔装置等に必要なる多量の木材を製出してゐる。

蘭領東印度に於ける石油の生産取引狀況 終り

東 印 度 諸 島



東印度諸島



記號說明

- ✦ 燃料油採取所
- ★ 精製工場
- 貯藏所
- ▲ 石油填充所
- ▨ 生産確定区域
- 稍々見込れる油田

6657

1



4673

大正十三年九月三日印刷
大正十三年九月五日發行

以印刷代筆寫

不許複製

譯者 原口 寬

發行者 伊藤 憐之助

印刷人 小塚 兼吉

印刷所 小塚印刷工場

發行所

臺灣總督府構內
南洋協會臺灣支部

構內電話八九番

大木操氏

寄贈



南洋叢書

卷1	比律賓群島に於ける護謨栽培	円 .15
2	蘭領スマトラ島の護謨園	.20
3	比律賓群島の開發	.15
4	暹羅國の稻作及糯米業	.45
5	緬甸事情	1.00
6	タワオ地方開墾事業に於ける	.50
7	比律賓群島に於ける古々椰子	.75
8	蘭領東印度に於ける灌溉大要	1.15
9	比律賓群島農業の發達と對米貿易の關係に於ける	.30
10	海峡植民地に於ける苧麻栽培	.35
11	蘭領東印度の教育制度	1.00
12	新西蘭の羊業概況	1.20
13	労働者の理想郷たる濠洲	.30
14	蘭領東印度に於ける實業教育	.45
15	比律賓と棉作	.50
16	比島タバコの富源と其開發	.35
17	ブートン島農業經營論	.80
18	比律賓のプリ椰子	.25
19	蘭領印度の經濟	.80
20	比律賓群島の米作	.80
21	キャッサヴァの栽培	.50
22	石油生産地としての東方諸國	.30
23	ウッド總督の教書	.55
24	サイザル及龍舌草	1.50
25	布哇に於ける木瓜	.50
26	蘭領東印度の産業	1.20
27	布哇の鳳梨事業	1.50
28	一九二一年度蘭印貿易大觀	1.80
29	佛領印度支那	1.50
30	爪哇及マドゥラ	1.00
31	世界咖啡大觀	.30
32	スマトラ	1.00
33	セレベス	.80
34	蘭領ホルネオ	1.00
35	蘭領ニウ・ギニア及モルッカス諸島	1.00

臺灣總督府内
南洋協會臺灣支部

越村長次編
越智有編
櫻井芳次郎譯
鈴木進一郎譯
村社新譯
岩木龜彦著
小森德治著
越村長次譯
安重龜三郎著
加藤清之助著
越智有著
樽井芳次郎著

南洋渡航須知
馬來語讀本
世界的食糧の給源
甘蔗甜菜兩糖の競争
英國穀物生産條例解説
最近三十年間に於ける日本の砂糖及其製品に關する調査
比律賓史
世界市場に於ける羊毛
南支汕頭商埠
馬日辭典
馬日辭典
マイン・アップル

特價金 二圓 (送料八錢)
定價金 一圓二十錢 (送料共)
實費金 三十五錢 (同)
實費金 一圓二十錢 (同)
實費金 六十錢 (同)
定價金 一圓八十錢 (同)
定價金 一圓五十錢 (同)
特價金 一圓五十錢 (同)
實費金 八十錢 (同)
定價金 八十錢 (同)
定價金 二圓 (同)
定價金 四圓 (同)
定價金 一圓八十錢 (同)

發行所

臺灣總督府内
南洋協會臺灣支部

終